

## むつ市議会第215回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成25年3月15日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第2 議案第30号 平成24年度むつ市一般会計補正予算

第3 議案第31号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算

【一般質問】

第4 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）6番 目時 睦 男 議員

（2）14番 浅 利 竹二郎 議員

（3）8番 佐 賀 英 生 議員

（4）2番 横 垣 成 年 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島			進	公営企業 管理業者	遠	藤	雪	夫
代 監 査 委 員	阿	部			昇	選挙管理 委員会	畑	中	政	勝
総務 部 政 策 長	伊	藤	道		郎	財務部長	下	山	益	雄
民生部長	奥	川	清	次	郎	保健福祉 部	松	尾	秀	一
経済部長	澤	谷	松		夫	建設部長	鏡	谷		晃
川内 庁 舎 長	布	施	恒		夫	大畑庁舎 大所	工	藤	治	彦
協野 庁舎 所 長	猪	口	和		則	会管総政 理出納室	大	橋		誠
選挙 管理 委員 会 長	氣	田	憲		彦	監査委員 事務局	星		久	南
農委 事務 局長	山	口	勝		美	教育部長	齊	藤	秀	人

業長道長	齊	藤	鐘	司	部務官	清	藤	巡	一
務部策監携長	花	山	俊	春	部策監	石	野		了
部事長	畑	中	恒	治	部策監	竹	山	清	信
部事民ソ長	杉	山	重	行	健部策監	古	川	俊	子
部策監	吉	田		正	部事築長	望	月		操
理会局長	館		健	二	育会局策監	小	鳥	孝	之
育会局事育長	室	館	幸	一	務部長	柳	谷	孝	志
務部課幹	野	藤	賀	範	務部調整長	高	橋		聖
務部策長	村	田		尚	部長	氏	家		剛
部長	木	村	善	弘	部金長	畑	中	秀	樹
部保課幹	加	藤	直	紹	部策長	東		雄	二
部民課幹	樋	山	政	之	健部社長	井	田	敦	子
部光長	金	澤	寿々	子	部長	中	里		敬
舎社長	大	厨	音	彦	舎設長	坂	井		隆

教委事総務  
 員務課  
 育会局長  
 部課幹  
 務財  
 育会局課査  
 員務主任  
 務部課査  
 策務  
 総政総主

松 宮 康 則  
 工 藤 淳 一  
 池 田 雅 文  
 栗 橋 恒 平

務部災課幹  
 策 策  
 生 部民課査  
 市又主 主任主  
 育会局校課事  
 員務育主  
 策務  
 総政総主

須 藤 勝 広  
 加 藤 昭 広  
 祐 川 文 規  
 関 元 徳

事務局職員出席者

事務局長  
 総括主幹  
 主任主査

須 藤 徹 哉  
 濱 田 賢 一  
 石 田 隆 司

次 長  
 主任主査  
 主任主査

柳 田 諭  
 小 林 子  
 村 口 也

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

3月14日、市長から今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申し入れがあり、同日開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、本日この後大畑学校給食センター調理員のノロウイルス感染について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

## ◎日程第1 行政報告

○議長（山本留義） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。このたびむつ市立大畑学校給食センターの調理員がノロウイルスに感染し、給食の提供が一時停止する事案が発生いたしました。この件につきまして、教育委員会からご報告申し上げます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 大畑学校給食センターの調理員がノロウイルスに感染し、給食が一時停止する事案が発生しましたことにつきまして、その経過と今後の対策について行政報告をさせていただきます。

まず、報告に至った経緯について申し上げます。平成25年3月11日午後1時40分、むつ市立大畑学校給食センターの調理業務を委託しているむつ市教育振興会から教育委員会に対して、勤務する調理員1名がノロウイルスに感染したとの報告を受けました。

この調理員は、教育振興会の職員ですが、当日は体調不良のため休暇を取得しておりました。

他の調理従事者は通常どおり朝の健康チェックを行った後に調理業務に従事し、振りかえ休日休業日であった正津川小学校を除く5校に対して通常どおりの給食提供を行い、当該調理員から罹患の報告があったのは、既に児童・生徒及び教職員が給食をとった後となりました。

この調理員は、県教委から配置の栄養士及び教育振興会職員である他の調理員と同じく3月9日（土曜日）は勤務日であり、給食センターで事務作業を行いましたが、その時点では症状がなかったことから業務についておりました。しかし、翌日の10日（日曜日）には、下痢嘔吐の症状があらわれたため翌日の3月11日（月曜日）に受診した結果感染が判明し、むつ市教育振興会を通じて教育委員会に報告があったところであります。

次に、同センターの給食提供先ではありますが、大畑地区では大畑小学校、正津川小学校、二枚橋小学校、大畑中学校の4校、関根地区では関根小学校、関根中学校の2校の6校であります。また、給食数ですが、通常時におきましては、児童・生徒分611食、教職員分89食の計700食を提供してお

りますが、調理員が感染したとの報告を受けた3月11日には正津川小学校への供給分58人分を除いた642食を提供しております。

次に、給食センター従事者の状況についてであります。感染した調理員は、他の調理員とは3月9日の勤務の際に同じ業務に従事しており、接触感染等を否定できない状況であったことから、まずノロウイルスの迅速検査を行わせるとともに、県教育委員会及びむつ保健所の指導のもと、栄養士1名と、感染者を除く調理員7名について、さらに高感度検査（PCR検査）を行うよう指示いたしました。

3月12日（火曜日）までに、栄養士及び調理員7名に係るノロウイルス迅速検査で陰性判定が得られ、さらに3月13日（水曜日）夕方に高感度検査の判定結果、全員が陰性、つまり感染していないことが判明いたしました。

次に、給食提供先の学校への対応状況であります。教育委員会では給食センター長と協議のうえ、給食の安全性を確保できるまで給食提供を停止せざるを得ないと判断し、3月11日中に給食センターを通じて学校、そして児童生徒保護者への周知をいたしました。

これとあわせて、配食先の各学校では、授業時数の確保など学校事情を考慮したうえで、午前学習で退下または弁当持参による通常日課を決め、児童生徒保護者に対する通知を行っております。

教育委員会では、3月13日夕方には、発端となった感染者を除く従事者全員の感染を否定する検査結果を得られたこと並びに児童生徒及び教職員の感染者がなかったことから、翌日の3月14日に施設内及び器具等の徹底消毒を実施したうえで、本日3月15日（金曜日）に給食を再開することを決定し、周知したところであります。

最後に、感染の防止と今後の対策についてであります。教育委員会では、ノロウイルス感染を含

む給食提供の安全対策に関するマニュアルを作成し、調理業務従事者に周知しており、これに基づき日々の調理業務開始前の健康チェック、毎月1回以上の定期的な腸内細菌検査及び各種感染が疑われる症状があったときの施設長への報告を実施してきております。しかしながら、今回の事案では、最初に感染した調理員以外の従事者が感染していないことを確かめるために高感度検査の結果待ちとなったことで、給食再開までの日数を要し、その間給食を提供することができない状況になったことから、児童生徒及び保護者の安全安心な給食事業に対する信頼を損なう事態となっており、非常に残念な結果となりました。

今後におきましては、このたびの事案を教訓とし、体調不良時や感染者と接触した際の報告連絡体制を充実させることなど、給食提供を中止する事態に至らないような対策を工夫研究し、安全対策マニュアルをより実践に合わせた内容に改定するとともに、給食従事者の給食の安全安心に対する意識を再確認していただくよう指導し、給食提供を万全なものにしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

### ◎日程第2～日程第3 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第30号 平成24年度むつ市一般会計補正予算及び日程第3 議案第31号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) ただいま追加上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第30号 平成24年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、国の緊急経済対策の実施に伴う国庫補助事業に係る予算について、4億2,753万3,000円の増額補正をするものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、344億5,260万3,000円となります。

まず、歳出についてであります。農林水産業費では、各漁港施設の整備に係る県営事業負担金を増額しております。

土木費では、大湊港の港湾施設整備事業に係る県営事業負担金のほか、社会資本整備総合交付金の増額に伴う公園施設長寿命化計画策定事業費及び北の防人大湊地区整備事業費を増額しております。

次に、歳入についてであります。国庫支出金には歳出との関連において補助見込額を、市債では事業との関連において借入見込額を計上しておりますほか、補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩ししております。

また、年度内に事業完了が見込めないことから、個別受信難視聴対策事業費補助事業ほか4事業について繰越明許費の追加をしております。

次に、議案第31号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。本案は、前議案と同様の理由により6,000万円の増額補正をするものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、14億6,470万円となります。

また、増額分の工事について年度内に完了が見込めないことから、繰越明許費の追加をしております。

ます。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山本留義) これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案2件については、3月18日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

#### ◎日程第4 一般質問

○議長(山本留義) 次は、日程第4 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより目時睦男議員、浅利竹二郎議員、佐賀英生議員、横垣成年議員、村中徹也議員、工藤孝夫議員、菊池光弘議員、濱田栄子議員、川下八十美議員、鎌田ちよ子議員、石田勝弘議員、東健而議員、大瀧次男議員の順となっております。

本日は、目時睦男議員、浅利竹二郎議員、佐賀英生議員、横垣成年議員の一般質問を行います。

#### ◎目時睦男議員

○議長(山本留義) まず、目時睦男議員の登壇を求めます。6番目時睦男議員。

(6番 目時睦男議員登壇)

○6番(目時睦男) おはようございます。12月定例会の一般質問では、最後の質問者でありましたが、今回の定例会ではトップバッターとなりました。教育・社民クラブの目時睦男であります。

いつもの年もそうではありますが、この時期は別

れと出会いの季節でもあります。むつ市役所も市政運営の礎となり、長年にわたり職務に精励していただいた38名の職員が定年退職を迎えます。心より感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

先日、大畑中学校の卒業証書授与式に出席させていただきましたが、りりしく、きびきびした生徒の姿はいつもと変わらないのでありますが、62名の卒業生の4割に当たる22名が3年間無遅刻、無欠席、無早退を続け、皆勤賞を受賞したことに感動いたしました。

宮下市長は、7つの政策目標の一つに「こどもは地域のたからもの」を掲げ、行政運営に当たっておりますが、次代を担う生徒たちの日々の頑張りを目の当たりにして、むつ市の未来に明るい兆しを感じたのであります。そして、忘れることができない、いや、忘れるべきではない東日本大震災と福島第一原子力発電所事故から満2年を迎えました。しかし、いまだ31万5,000人が避難生活を強いられ、除染も進まないなど復興が遅々として進んでおりません。子供の被曝の心配から意見が分かれ、離婚し、分断された家族、高齢者の仮設住宅での孤独死など、先が見えない不安から人間の心を引き裂くまで広がっていることを思うとき、多くの原子力施設が立地されている下北半島に住む多くの住民が、あすは我が身と感じています。

原子力規制委員会は、1月末に過酷事故対策、原発の設計基準、津波対策を柱にした新たな安全基準骨子を公表し、2月27日に指針を策定して、各自治体に対し、原発事故時の避難方法や事前の準備を想定した地域防災計画を3月18日までに策定する指示があり、住民の8割に当たる5万3,000人が避難対象となったむつ市は、海路、空路避難を見込んだ防災計画の修正版を作成し、今年度中に具体的な移動手段や避難経路をまとめた

避難計画を策定することになりますが、限られた時間に5万3,000人の市民の避難が可能なのか心配ではありますが、ぜひとも実現性ある避難経路の作成を願ってやみません。

それでは、市長初め理事者には明快で前向きな誠意ある答弁をご期待申し上げ、通告順に従い3項目について一般質問を行います。

最初の質問は、請負などの契約について伺います。我が国の経済は、1980年代後半からのバブル経済により好景気を生み出しましたが、1990年代初頭には、このバブル景気のはじけ、それ以降は長期のデフレ経済に陥り今日に至っています。このデフレ経済は、企業の利益が減って、従業員の賃金低下や解雇者がふえ、購買力低下を招き、その結果商品が売れなくなり、生産者は商品価格を引き下げなければならなくなり、物価が下がっても名目金利はゼロ%以下に下がらず、実質金利が高どまりし、実質的な債務負担がふえ、債務負担を減らすために借金返済を優先する企業、個人がふえ、設備投資や住宅投資が縮小され、当市の縮小は総需要の減少へとつながり、物価の低下をもたらすデフレスパイラルを招き、このような経済状況は公共工事に頼らざるを得ない地方にとっては、より厳しく、建設業者の中には仕事を確保し、事業再建を果たしたくても担保能力不足で金融機関からの事業資金調達に困難をきわめ、受注の機会があっても応じることができず、雇用をも打ち切らざるを得ない状況にあります。

代理受領制度は、工事などを契約する際、本来受注者に支払うべき工事代金を発注者が直接融資先銀行などに支払いできる制度であり、このことを条件に銀行などが業者に融資する制度であります。

本市は、現在建設工事を請負建設業者に対し、地域建設業経営強化融資制度を利用する場合の債権譲渡承諾制度を設けていますが、加えてこの代

理受領制度を導入することにより、長引く不況の影響から地元業者の中には仕事量を確保したくても担保能力不足から入札などに参加できない業者にとって、受注の機会を得ることができ、それが地域経済の活性化にもつながることから、同制度を導入すべきと考えますが、所見を伺います。

次は、国民健康保険行政について伺います。国保会計の保険料率は、平成20年度に資産割を廃止し、所得割、均等割及び平等割を設定し、運営してまいっておりますが、財政調整基金を使い果たしたことから、平成20年度に保険料率を15.1%引き上げ、さらに平成22年度には平成21年度末決算見込額5億3,400万円の累積赤字解消を理由に13.8%の引き上げを行い、2年間で28.9%の保険料率の引き上げを行いました。

しかし、平成21年度決算において累積赤字が見込額を4,800万円上回る5億8,200万円となりました。この累積赤字は、平成26年度末までの5年間で解消を図るとのことでありましたが、医療給付費の増加などから、平成23年度決算までの累積赤字解消額は9,500万円にとどまり、計画を大きく下回っており、今後においても解消の見通しが不透明と言わざるを得ません。したがって、このまま推移するならば、累積赤字解消に至らず、さらなる保険料の引き上げをしなければ国保財政の健全化を図ることができないのではないかと考えられます。

国保財政の赤字問題は、むつ市だけにとどまらず、地方自治体全体が抱えている問題で、国民健康保険制度そのものの構造問題でもあります。むつ市議会は、平成22年3月の第203回定例会において、普通調整交付金の減額算定措置の廃止と広域化を含めた国庫負担金の拡大などの抜本的な財政改善措置を国に求める意見書を全会一致で採択いたしました。政権交代後の昨年暮れに発足した社会保障制度改革国民会議で持続可能な社会保

障制度に向け議論され、本年8月に一定の結論を出すことにしておりますが、国保財政運営の都道府県単位化については先送りされようとしております。

そのようなことから、受益者負担ということでさらなる保険料の引き上げをすれば、国保加入者が年金生活者や非正規労働者、自営業者、農林漁業従事者など低所得者、無職者であることから生活維持が困難であります。是が非でもこれ以上の保険料引き上げは避けなければならないと思うのであります。したがって、国保会計の健全化を図るため、苦渋の選択として一般会計からの繰り入れを行わなければならないのではないのでしょうか。

以上のことから、次の3点について伺います。

1点目は、先ほど申し上げましたように、累積赤字の解消がどのような理由で進んでいないのか、そして今後赤字解消にどのような施策を講じるのか、実効性ある対策をお示し願います。

2点目は、国保会計の健全化に向け、これまで収納率向上などさまざまな対策を行ってまいりましたが、残念ながら期待する成果が得られておりません。単年度収支で繰上充用せざるを得ない実態にあります。その反省の上で、今後の健全化策をお示し願います。

3点目は、一般会計からの法定外繰り入れは国の指導と納税意識の衰退、市税の使途に対する不公平感の障害を与えることから導入できないとの答弁でありました。しかしながら、さらなる保険料の引き上げを避け、一般会計からの法定外繰り入れを決断すべきと思いますが、見解を求めます。

質問の最後は、旧大畑線ガード撤去について伺います。平成13年に廃止された旧大畑線の犬畑駅から約500メートル地点の市道中島9号線上に設置されているガードにより道幅が狭く、高さが足

りないことから、消防車、救急車などの緊急車両が通行できないことや、児童の通学に危険があることなどから、以前から撤去の要望が出されており、ガードの撤去を再三お願いしてまいりました。市は、撤去の必要性を認め、これまで所有者との交渉を続けてきたとのことですが、いまだ実現に至っていないのであります。

平成22年12月定例会でありましたが、その際も今後とも解決に向け鋭意努力してまいりたいとの答弁でありました。ガードは道路法違反の構造物との見解を示しながらも、あくまでも相手方との交渉による円満解決に目指してきたのではないかと思います。次の2点についてお伺いいたします。

1点目は、前回の質問から2年以上経過しておりますが、この間の交渉経過と問題点、そして今後の対応策をお示し願います。

2点目は、市道上に設置されている構造物は不法占用であるとの見解を示しておりますが、今後の交渉推移によるとは思いますが、相手方の主張によっては法的措置を講じる考えがあるのかお答え願います。

以上、3項目について申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、請負等の契約についてであります。まず、受注業者が請負工事の資金調達を円滑に行うための方法としては、一般的に請負代金の4割まで請求できる前金払いや工事の出来形に応じた部分払い、または一定の要件により請負代金の2割まで請求できる中間前金払いの制度があり、これまで多くの利用をいただいているところであります。また、これらを補完する制度として、

債権譲渡と代理受領制度の2つがあります。債権譲渡につきましては、当市の工事請負契約標準約款において、あらかじめ当市の承諾を得た場合を除き禁止されているものであります。平成20年の国土交通省通達により、一定の条件のもとで利用する場合には譲渡先を建設業協会などの特定の法人に限定して融資を受けられる制度でありまして、議員ご承知のとおり、当市においても取り扱い要領を定め運用しております。

一方、議員ご提言の代理受領制度につきましては、請負代金の債権者である受注業者が発注者の承諾を得たうえで代金を受領する権限のみを第三者に委任することにより融資を受ける制度であります。当市の工事請負契約標準約款は青森県の約款に準じて作成しており、代理受領に関する規定がなかったことや、これまで受注業者からの要望もなかったことなどから検討がなされなかったものであります。

この制度を導入しております他市の例を見ますと、代理受領の受任者を基本的に銀行などの金融機関と規定しており、そのことで資金繰りが容易になるなどの利点がありますが、制度の活用実績については導入当初に数件の申請があったのみで、ここ数年は全く活用されていない状況のようであります。

このような状況から、請負工事に係る資金調達につきましては、前段で申し上げました前金払いや部分払いの制度などで一定の役割を果たしているものと推測されるところであります。

今後受注業者からの要望等があれば、県及び他団体の状況も参酌しながら、制度の調査、研究等をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、国民健康保険行政についてのご質問にお答えいたします。議員におかれましては、日ごろからむつ市国民健康保険運営協議会委員として国

保事業の運営につきましては格別のご指導とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

ご質問の1点目、累積赤字解消計画について及び2点目の国保会計の健全化に向けた対策につきましては、民生部長から答弁いたします。

ご質問の3点目、一般会計からの繰り入れについてであります。議員におかれましては、これまでも同様のご質問をいただき、繰り返しになりますが、一般会計からの赤字補填を目的とした繰り入れは、総務省通達や税の公平負担の観点から難しいものと答弁させていただいてきたところがあります。国民健康保険制度は、公費50%、被保険者の負担50%で財政運営することが原則とされており。しかしながら、低所得者や高齢者が多いという構造的問題を抱える国保制度は、この原則による運営が非常に難しい局面を迎えているものと認識しております。県内におきましても、平成23年度現在で40市町村のうち19市町村が健全化を目的とした繰り入れを行っており、今後とも歳入確保、歳出削減に全力を傾け、累積赤字解消を図ってまいります。当市国保会計の健全化を目的とした繰り入れにつきましても、他自治体の例を参考に研究に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、旧大畑線ガード撤去についてのご質問にお答えいたします。まず第1点目、所有者との交渉経緯と問題点についてであります。この件につきましては、目時議員からこれまでもご質問いただいておりますが、議員ご承知のとおり、所有者とはこのガードの撤去を含め旧大畑線内の道路用地と市が果たすべき問題も多く抱えており、これまでさまざまな観点から協議、交渉してまいりましたが、撤去するに至っておりません。しかしながら、平成23年度に旧大畑駅前の用地問題が解決したのを初め、これまで旧大畑線内の道路用地問題が順次整理されてきております。本年度も引き

続き協議を継続しておりますが、所有者から本件ガードの撤去について、今後も市と協議を重ねたうえで解決してまいりたいとお話がありました。市といたしましては、この市道中島9号線のガード撤去が地域住民の安心安全な生活環境の向上につながるものと認識しており、今後とも解決に向け鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の法的措置を決断すべきではないかについてであります。これまでもお答えしましたとおり、所有者とは旧大畑線内の市道、生活道等さまざまな用地問題を抱えておりますが、解決に向けて双方紳士的に協議を続けているところでもあります。その結果、徐々にではありますが、用地問題が整理されている状況にあることから、現段階において強制的な措置を講じる考えは持っておりません。あくまでも粘り強く交渉させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 国民健康保険行政についてのご質問の1点目及び2点目につきましてお答え申し上げます。

まず、ご質問の1点目、累積赤字解消計画についてでございますが、平成22年度税率改正は、それまでの累積赤字約5億8,200万円を5年間で解消することとして実施させていただいたもので、平成23年度末では4億8,700万円の累積赤字額となっております。2カ年で9,500万円の赤字を解消したところでございます。当初見込んだ赤字解消額に至っていない状況にございますが、主な理由といたしましては、平成22年度の診療報酬のプラス改定や医療の高度化による1人当たりの医療費の増、また後期高齢者支援金及び介護納付金の1人当たりの負担金の増に対し、景気低迷による所得低下から国保税の1人当たりの調定額が想定には

至らなかったことなどによるものでございます。

今後の解消策につきましては、次のご質問と関連いたしますことから、あわせてお答え申し上げます。

ご質問の2点目、国保会計の健全化に向けた対策についてでございますが、平成26年度までの累積赤字解消は、厳しい状況にあると認識しているところでございますが、国保会計の健全化に向け、歳出におきましてはレセプト点検の充実強化、ジェネリック医薬品の利用促進、特定健診実施率向上対策の強化などにより医療費の適正化を図ってまいります。

また、歳入におきましては、収納対策の強化を一層図ったうえで必要な財源の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、代理受領制度についてお伺いをいたしますが、先ほどの市長からの答弁によりますと、これまで代理受領制度についての業者の方々からの要望が出されていないということと、制度化されている自治体の中で見たときに、最近の実績が薄いと、このような趣旨での答弁でありました。既にこの代理受領制度については、十分に承知をしていることだろうと思っておりますが、この制度を最初に導入したのは、全国でいいますと宮崎県であります。県内では、先ほども答弁の中でおっしゃっている自治体だと思っておりますが、弘前市が制度化しております。この弘前市の例を見ますと、制度化した当初は、申し入れというか、そういう申請があったようではありますが、最近はないということについては承知をしています。ただ、そこは私はそれぞれの自治体のというか、地域の状況にもあるだろうと思っております。我がむつ市の状況からしま

すと、私どもの中にも耳に入ってくるわけでありましたが、先ほど壇上で申し上げたような状況から、実質的な要望、こういう制度ができればいいなど、こういうことはお聞きをしているわけでありませぬ。一番私はその中で、この制度化をすることによって、雇用にもつながっていくと、こういうふうなことでありますから、この制度についてはぜひとも具現化をしていただきたいものだと、このように思っています。

それで、お聞きをしますが、当該業者の方々からの要望が具体的に市のほうにあれば、前向きな検討をしていくと、このようなことで受けとめていいのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 債権担保のためにするいわゆる代金代理受領権委任契約というふうなことで、私もちょっとだけ勉強させていただきました。この部分、初めてお聞きする内容のご質問でございましたし、この部分ではそもそも論なのですけれども、この代理受領の形式による債権担保の方法というふうなことは、スタートが、もとより法令によって認められたものではなくて、主として金融機関が融資先に対して貸付金の回収を確保するために採用したのが慣行化していったと、こういうふうなスタートがございました。そういう意味において、この部分で商売をしている立場といたしましては、例えば工事の代金、1億円のこちらのほうで発注をして、そして1億円を、それを金融機関にお支払いするという代理受領してもらおうというふうな形になりますと、その間のその企業の資金の回転、そういうふうなものが少し窮屈になるのではないかなと、この制度を私初めてちょっと勉強までいきませんが、認識した段階で、そういうふうなことが逆にマイナスの形になるのではないかなと、こんな感想を持ったところでございます。

それで、今議員お話しのように、弘前市では県内で初めてスタートした、数件あった、ところがその後全くないと、こういうふうな動きでありました。そういう意味で、また一方銀行としては、銀行がその受領した代金を貸付金の弁済期にかかわらずただちに弁済に充当しても債務者においては異議ない旨の念書をとるとか、そういうふうな非常にちょっと表現が悪いのですけれども、荒っぽい形の中で代理受領される懸念もあるわけです。これがさまざまな部分で訴訟になっているケースも参考にさせた私の見解でありますけれども、この部分のちょっとやはり資金の回転が悪くなるのではないかと、事業者側の、こういうふうな私は懸念を持っておるといことをお伝えさせていただきたいと、このように思います。

その部分で雇用につながるというふうなご発言がございましたけれども、どういうふうな形で雇用増につながっていくのかというふうなことで、ちょっと私は理解はできませんけれども、その事業が継続するという事は、雇用の維持にはつながっていくと思います。その部分で雇用の維持を継続するために、また事業者の便宜を図るために、当市でもしっかりとこの前金払い、そして部分払いの制度というふうなことで、一定の役割を果たしているのではないかと、このように現在のところ認識をいたしているところであります。

今後受注業者からの要望等があれば、その部分では県及び他の団体、これらも状況を参酌しながら、制度の調査研究をしていきたいと、こういうふうなことは先ほど壇上でお話ししたとおりでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 私の理解は、前払い金については契約後に、今3割ですか、契約した業者からしますと、前払い金が契約直後に請求をすると発

注者が支払うことができる制度。事業に着手をしたときに資材を購入するとか、労務費を確保するとか、こういう場合に資金、担保能力が不足しているときに、現状からしますと、銀行が担保能力不足で融資はお断りをしますと。この代理受領制度というのは、その場合に発注者の支払いする部分、工事代金の支払いについて直接融資をする金融機関に発注者が直接支払いをすれば融資はしましよと、こういうことの制度なのです。そういう意味から、業者からしますと担保能力が不足していることから受注ができない、こういう部分について、そのことが条件とすれば、金融機関が融資をしますよと。

市長が心配しているその受ける業者がどのようなことでまだ不良債務というか、経営の健全化を阻害するのではないかとこの部分については、私は融資をする金融機関が事前の審査は的確にやった中で行うものだというふうに理解をいたしますが、その点についての理解違いがあるのかどうか、もう一度詳しくお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

議員お話し代理受領制度といいますが、それはいわゆる事業者と金融機関との関係ということになるかと思えます。最終的には、その事業者の工事の施工能力を金融機関がさまざまな経営実態等を調査して審査して融資をするということになるかと思えます。それで、工事契約した時点で、その総額を代理受領権を担保として融資するというのでございますけれども、ただ先ほども申し上げましたように、まず実態としてその利用がないということは、やはりそこは制度として残しながらも、なかなか難しいことなのだろうと思えます。その制度もあるのですけれども、いわゆる多く利用されているのは先ほど来申し上げているとおり、前払い金制度、あるいは中間払い制度

ということで、これも1つには工事受注業者の資金の調達を円滑に行うと、そういう趣旨の制度でございます。

また、工事の完成といいますか、そういう完了した時点では、当市でも速やかに完成検査を行って、支払いも円滑に行うということにしておりますので、そういう受注者の工事の円滑な資金調達ということでは、当市の場合においてはそう事業者が困る事態というのは生じていないのではないかと。それが先ほど申し上げたように、当市の場合においては、その事業者から今までそういう要望はなかったというふうなことに繋がっているのではないかとこのように考えてございます。

以上です。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） この代理受領制度、先ほども答弁の中でおっしゃっておりますが、今の財務部長の答弁も含めて、業者の方々の希望というか、要望があれば鋭意検討をすると、こういうふうなことの受けとめ方をさせていただきたいと思いません。

次に、健康保険行政の部分について……

（「目時議員、あなたは国保運営審議会の委員でしょう。とどめておいたら。ここでとどめておかないと……」の声あり）

○6番（目時睦男） 国保行政の部分について、実は社会保障制度改革国民会議の中に対して、全国の市長会が地方3団体と一緒に持続可能な医療保険制度の構築を求めているわけですが、このことについて、どのような感想を持っているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） お答えいたします。

議員のおっしゃいますとおり、平成25年2月28日開催の社会保障制度改革国民会議の中で、地

方3団体が意見を述べたという事実がございます。これは全国市長会でも国の定率負担割合の拡大、そして広域化を求めて、そして全国知事会でも問題の抜本的な解決、これは国の財政責任の明確化、そして公費負担の拡大、安定財源の確保などが図られて、そういうものの結果持続的な制度構築がなされるものであれば、地方においてもその責任の一端を担うというような意見もまた添えられてございます。当然ながら広域化による税負担の均衡化というものは地方においてはどこの地方でも、その思いは同じだと思っております。できることならば、その制度構築によりまして、国保制度の、その制度によりまして健全化が図られることが、これ一番ではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 法定外繰り入れの関係であります。平成23年度の国全体の実績を見ますと3,950億円が法定外繰り入れの実績として示されておりますし、青森県全体で見ますと、約10億円が法定外繰り入れをしている実績であります。前にも言っておりますが、全国の自治体で約7割の自治体がこの国保制度が構造的な要因の背景の中でやむを得ない事情の中で法定外繰り入れを行っているのであります。そういうような状況の中で、本市においても受益者だけの負担ということを求めるとなれば、私は皆保険制度自体が崩れるのではないかというふうな危惧を抱いているわけですが、この辺についての市長の認識をお知らせ願いたいと思えます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 繰り入れというお話でございますが、当市の場合は現在繰り入れの総額といたしましては、約4億円の繰り入れを毎年継続してございます。さまざま繰り入れ、繰り入れと申しましても、その各自治体によってはその事

情が異なるわけでございまして、当市の場合は通常の繰り入れ、さらには議員もご承知のとおり、例えば医療の現物給付にかかわる部分の影響部分の繰り入れとか、会計内でできるものは全てやらせていただいているという状況になってございます。

あとは、国の動き、制度的な動き、先ほども若干申し述べておりますが、例えば国におきましては、これは平成24年の2月ですけれども、社会保障・税一体改革大綱、これは閣議決定されたものですけれども、国保の財政基盤強化策として新たに2,200億円の公費を投入するとか、そういう方針が打ち出されて、地方国保が厳しい状態であるというのは、国においてもこれは理解しているというような状況にございますので、国が進める制度改革の部分にも注目しながら、むつ市といたしましても、アクションを起こしていくことではないかということで考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 今の答弁の中で、確かに一般会計からの繰り入れを行っているわけですが、それは私の認識としては、法定内の繰り入れであろうと、このように思っているわけで、先ほどの3,950億円、青森県としての約10億円の繰り入れという部分については、法定外の繰り入れと。その部分については、本市では繰り入れはないというふうな理解をしておりますが、この点について間違いがあれば指摘をしていただきたいと思います。

それで、厚生労働省は毎年9月ごろに国民健康保険1人当たり、1世帯当たりの保険税額を公表しておるわけでありまして。平成23年度の国民健康保険事業報告書をもとに各保険者に照会をして集計した平成24年8月時点の暫定値ではありますが、県内10市の1人当たりの保険税額を見た場合

に、1人当たりの保険税が一番高いのが黒石市で9万4,357円でありまして。一番低いのが青森市で7万5,193円、我がむつ市は4番目に高い9万683円となっております。今回保険税が一番低い青森市が累積赤字を抱え、それを税金の引き上げだけで解消を図るとなれば、加入者の生活を圧迫するとの判断から、50%を一般会計から繰り入れをして、そして残り50%を税負担として17.41%の国保税引き上げ条例を提案いたしました。引き上げ幅が大きくて負担が重過ぎることから民生環境常任委員会で賛成少数で否決され、本会議でも否決となる公算が強いとの報道がされております。むつ市においても、平成22年度の引き上げの際、本会議で可決はされましたものの、民生福祉常任委員会では可否同数でありました。一昨日の平成25年度国保会計……

○議長（山本留義） 目時議員、目時議員はむつ市国民健康保険運営協議会の委員でありまして、その辺を踏まえながら発言をお願いいたします。

○6番（目時睦男） 一昨日の平成25年度国民健康保険特別会計予算審査での同僚議員からの質疑もありましたが、これ以上国保加入者に負担を強いることを避け、一般会計からの繰り入れを決断すべきと思いますが、市長の決意をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） まず、先ほどの議員のお話の若干修正をさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど1人当たりの保険税は県内で上から数えて4番目ということでございましたけれども、当方の資料では、40団体中半分ぐらいの17番目ということになってございます。

そしてもう一つ……

（「10市」の声あり）

○民生部長（奥川清次郎） 10市、それは40市町村中17番目ということでございます。

それともう一つは、法定内外の繰り入れのお話でございますけれども、先ほども若干触れました。例えば現物支給にかかわる医療費の影響額としての繰り入れ、これにつきましては、法定内外というその基準ということでございますので、非常にその基準、どちらに位置づけたらわからないか、ぎりぎりのライン上のものもこれでございます。我々は、法定内でもない、法定外でもないというふうな言い方をする部分もでございます。その中で、乳児医療にかかわる部分の繰り入れ、これは厳密に言うと法定内以外のものなのです。場合によっては、考え方によっては法定外ともこれはカウントできるものなのです。そういう繰り入れも今年度約6,000万円ぐらいになりますけれども、そういうものも少しずつではありますけれども、やってきているというふうなことでご理解をいただきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 国保税の問題は、壇上でもおっしゃいましたように、加入者の生活実態というか、置かれている状況からしますと、私はこれ以上の引き上げというのは大変厳しい状況に陥るといようなことを、加入者の実態からしますと、そのように感じますので、ぜひともそのようなことのないような、赤字解消も含めた健全化に向けてほしいと思いますし、先ほど部長から答弁がありました、レセプト点検とか収納率を高めるとか、これについては実施計画の中でも承知をしていますが、これまでもやってきている中で累積赤字の解消に計画どおりいっていないということが実態としてあるわけで、その辺も含めてぜひともこの点についての今後の期待をしておきたいと思っております。

最後であります、大畑線のガード撤去の部分についてお尋ねします。前回の質問の中で、このガードの前後というか、安全を確保するというよ

うなことから、この撤去に至るまでの間に危険標識を設置するというふうなことで答弁をいただいておりますが、現地にはその跡形も全然ないというふうなことを現認していますが、この点についての何らかのその後の事情があって設置をしないのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 先ほどの市長からも申し上げましたとおり、鋭意検討、協議を繰り返してきておりますが、本題の部分の解決が先というふうなことで、その部分には手がついてきておりませんが、道路管理者であります大畑庁舎とも今後検討して、解決までの間の危険回避に向けて努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） わかりました。対応するということによって受けとめて、ぜひとも一番大事なのはこれまでも質問を繰り返してきているのは、安全安心と、この確保ということが一番大事にしていかなければならないという立場の中で議論をさせていただいてきておりますので、よろしくお願いをしたいと思いますし、これからについてもガードの撤去に向けて相手方の所有者との交渉も一生懸命誠意を持って頑張っていくというふうなことの答弁でありますから、早期の撤去が出来ますことをお願いしながら一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

午前11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎浅利竹二郎議員

○議長（山本留義） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。14番浅利竹二郎議員。

（14番 浅利竹二郎議員登壇）

○14番（浅利竹二郎） おはようございます。自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。山本議長のお許しをいただきまして、むつ市議会第215回定例会に際し、市政壇上より一般質問を行います。

宮下市長は、議会初日冒頭、平成25年度一般施政方針を述べ、その中で予算編成に当たっては「希望のまちむつ市」の進化、それと深化の実現に向けて「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」、「市民協働・参画の社会づくり」及び「持続可能な財政運営」の3つの柱を新年度予算の基本に据え編成したと所信を述べておられます。一般会計予算総額327億6,400万円は昨年度と同額であり、やりくり算段苦心の跡がうかがわれます。

民主党から自民党に政権が交代し、安倍内閣は強い経済の施策を次々に打ち出しておりますが、地方がその恩恵に浴するのには数年先のことでありましようから、ここは忍の一字で市政運営に当たっていただきたいものと祈るところであります。

さて、我が国を取り巻く国際情勢は、緊急を告げる様相を呈してまいりました。北朝鮮はミサイル発射、原爆実験、休戦協定の白紙撤回等、金正恩体制での強硬姿勢が突出し、一触即発の危機さえ感じられます。

また、中国の軍事費膨張、尖閣列島への執拗な接近等は、海洋圏域拡大の明らかな兆候であり、近い将来東シナ海、南シナ海、そして西太平洋の我が国周辺海域を中国海軍艦艇が自由気ままに遊よくするさまを座視せざるを得ない事態も懸念されます。必然的にこれら海域を通行する石油資源

等の大半を輸入に頼る日本経済の大動脈は、完全に中国海軍の手中に握られることになりかねません。

今、国会は予算審議の真っ最中、国会中継を見ておりますと、天下国家を論ずる姿は、さすが国民に選良された国会議員だけのことはあると感心する一方、国際情勢への緊迫した危機感が伝わってこないもどかしさを感じるきょうこのごろであります。

このような現状認識のもと、国会議員には及ばずとも、市民の負託を受けた市議会議員として、市民生活に密着した喫緊の課題3項目9点につき、市政壇上より一般質問を行いますので、市長、教育委員会委員長、理事者各位におかれては、明快、簡潔なるご答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、石油製品等の高騰に関連してであります。安倍政権成立以降、過剰な円高の是正を目指したアベノミクスなる政策が次々打ち出され、景気も好転の兆しがうかがえます。

さて、確かに円安傾向にシフトしたかに見えますが、そのことで輸入に頼る石油製品等が高騰を続けており、市民の生活必需品、ガソリン、灯油等の価格に大きく影響し、長期のデフレ経済のあおりで国民所得、給与水準は低迷が続いたままの中、家計を圧迫しております。このことを踏まえ、次の質問をさせていただきます。

1点目、価格高騰とその要因についてであります。円安が輸入に頼る石油製品の高騰要因の一因であることに疑義はないのでありますが、政権交代以前にも石油製品等の乱高低は繰り返されており、単に政権交代による円安だけの影響とも思われませんが、このたびの石油製品価格高騰をどのように判断しているか、また高騰の実態として市内1年間のガソリン、灯油の価格推移並びに今後の見通しをお伺いいたします。

2点目、改正消防法の施行に伴う地下給油タンク改修義務化の影響についてであります。改正消防法で義務づけられた古いタンクの改修、交換期限が今年1月末に到来しました。改修費が重荷となっていること、またガソリンの価格高騰とも相まって、需要減少が続いていること等で、零細業者を中心に廃業が相次ぐとみられるとの新聞報道があります。このことに関して、次の点をお伺いいたします。

まず、市内のガソリンスタンド数と、その中で改正消防法施行に該当したスタンド数が何カ所かお知らせください。さらに、このたびの法改正により、廃業または閉鎖を余儀なくされた、または予想されるガソリンスタンドはあるかについてお伺いいたします。

3点目、福祉灯油復活の是非についてであります。2007年当時、原油価格が高騰した際、政府は低所得者に対する福祉灯油の特別交付税措置を講じ、むつ市でも実施されております。

さて、今冬は全国的な寒波、記録的な大雪に見舞われる中で、灯油の価格高騰が市民生活を圧迫し、福祉灯油を望む声も上がっており、その声に対応し、独自で福祉灯油を実施している自治体も散見されております。そのことに関し、次の点をお伺いいたします。

原油価格が高騰した2007年当時のむつ市の灯油価格と現在の比較、そして高騰する灯油価格が市民生活を圧迫している現状に鑑み、むつ市独自の福祉灯油復活の是非についてお伺いいたします。

質問の第2は、パークゴルフの推奨についてであります。日本は世界一の長寿国を誇っていますが、単に長寿というだけでは医療、介護等の社会保険費の増大を招くだけであり、そこをどう制御するかが大命題であります。健康を維持するためには、大なり小なり運動をする、体を動かすことが必要で、それも嫌々するのではなく、

自ら進んで行うものでなければいけません。老人世代が好奇心と興味を持って喜々として行うことができるスポーツ、それがパークゴルフとされています。多くの市民から要請のあるパークゴルフ場の設置を念頭に、市民スポーツの観点から取り上げてみたいと考えます。

1点目、パークゴルフの魅力について。近年パークゴルフは全国的に普及し、青森県内でも数箇所開設され、多くの競技者でにぎわっております。その魅力とするところは、ゲートボールでは満足しなくなったお年寄りたちがふえたこと、ゴルフ感覚のルールで、かつ用具はクラブ1本、まことに安価で済むこと等から、近年競技人口が急増し、各自治体でも注目しているところであります。健康で元気なお年寄りは地域の宝を標榜する宮下市長として、パークゴルフをどのように認識されておられるかお伺いいたします。

2点目、パークゴルフ場と競技人口の伸張についてであります。昨今元気印の老人パワーが随所で見受けられ、ゴルフは手が出ない、しかしパークゴルフならというお年寄りがふえています。そこで、青森県内のパークゴルフ場数と施設の平均的な所要面積はどのくらいあれば設置可能か、また競技人口の推移を把握しているのであれば、あわせてお伺いいたします。

3点目、パークゴルフ場の開設要望についてであります。むつ下北には、ゴルフ場を含めスポーツ関連施設が少なく、特に高齢者、老人層が楽しめる施設は皆無に等しいのが現状であります。このことを踏まえ、老人世帯、高齢者層はもちろんのこと、老若男女の誰もが楽しめる市民スポーツの位置づけとして、市民からも強い要望が寄せられているパークゴルフ場の開設を要望するものであります。市長のお考えをお伺いいたします。

質問の第3、学校教育と体罰に関連してであります。昨今学校教育の現場で教師による体罰が問

題化し、マスコミ等に取り上げられるようになりました。教師と生徒という、ある意味では師弟関係にある者が体罰に訴えることの意味について考えてみたいと思います。

1点目、体罰に及ぶ教師と生徒の葛藤についてであります。一般的に教育の現場で派生する体罰は、生徒が指導に従わず学校内の規律を乱すような行動に出る場面で起こることが多いと思います。生徒の主体性を尊重するというわかったようではわからないことが重視される余り、学校内の規律がおろそかになる傾向も指摘される昨今の教育現場ですが、教師といえども人間である以上、時には感情が先走ることも、理性を抑えかねる場面があるとも想像します。

また、教育に対する親の過剰な関心、過保護、放任、そして無関心等さまざまな家庭環境で育った生徒と向き合う教師の立場も十分理解できる気がいたします。

さて、私なりに考えるに、教師が行ってきたであろう体罰と暴力は似て非なるものがあると考えます。教職を天職と考え、情熱を持って教壇に立つか、はたまた単に職業としてしか捉えていないか、その心根のところで感受性に富む生徒の評価が大きく分かれ、のりを越えて体罰に至った行為を愛のむちとするか暴力と捉えるかは、生徒が受けた心と体の痛みにも比例するものと考えます。私は、体罰を容認も肯定するものではありませんが、そこに至る教師と生徒が葛藤し続ける教育現場の実態について、素直に認めてやらなければとの感じを持っております。体罰について、教育委員会委員長はどのようなご所見をお持ちか伺います。

2点目、体罰が容認されてきた背景についてであります。我々世代の人間は、多かれ少なかれ先生、あえて先生と表現しますけれども、のげんこつを食らった体験を持っているでしょう。先生の

げんこつ、親父のげんこつとして懐かしく思い出される昨今ですが、社会背景として、悪いことをしたら先生は怒る、度を超せば殴られる、殴られた自分が悪いと当人も親も納得したものであります。その根底には、先生の言うことは間違いがないという尊敬と信頼感があり、げんこつも素直に受け、こぶの痛みにも耐え、恩師として今でも慕い、懐かしく思うところであります。体罰が親父のげんこつとして容認されるか、暴力行為とみなされるかの根本的な違いは、教師の愛情の発露として生徒がその行為に納得し、素直に受け入れるかどうかにあると思います。

先生による体罰は、昔からありました。そこには、先生の言うことは間違いがないという尊敬と信頼感が醸成されており、生徒も親も世間もがそのことを容認し、問題視もされなかった時代背景があるように感じます。現在マスコミで報道される体罰に至る過程の中で、時代背景にどのような差異があるのか、何が違っているのか、よく理解できないものがありますので、そのことにつき教育委員会委員長のご所見をお願いいたします。

3点目、教育現場において望まれる指導力とはであります。人を導く、教育することは、今も昔も並大抵のことではなかったはずですが。旧海軍連合艦隊司令長官、山本五十六海軍大將が、「やってみせ 言って聞かせて させてみて 褒めてやらねば 人は動かじ」と言っております。かみしめるように手取り足取り納得するまで教える、できればよくやったと褒めてあげる、そのことで生徒に自信が付き、やる気、向上心も芽生え、これこそ学校教育にとって究極の指導法であると思います。

今「八重の桜」が放送されていますが、会津藩の子弟が受けた教育方針は、「ならぬものはならぬ」という凜としたもので、現代社会に最も欠けている気風でもあります。

恩師という言葉が絶えて久しいように感じる昨今、教師自身も心に余裕を持ち、生徒に対し深い愛情と包容力、そして時には「ならぬものはならぬ」と凜とした態度で生徒に接してもらいたいと願うものであります。教育現場において望まれる指導力とはについて、教育委員会委員長のお考えをお伺いし、壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、石油製品等の高騰に関連してのご質問の1点目、価格高騰と、その要因についてですが、一言で申し上げますと、石油需要に対してさまざまな条件が重なり、石油の供給量が不足していることだと考えられます。原油の供給が不足した主な要因は、石油消費量の増加と供給量の低下、先物市場の思惑などが上げられますが、原油も金融商品の一種であり、需要と供給のバランスが崩れれば価格も大幅に変わるものと思われま

す。市内におけるレギュラーガソリンの価格は、青森県消費生活センターの調査によりますと、昨年の2月とことしの2月の比較では、ガソリンが1リットルにつき14円、灯油の価格も同様に15円上昇しているほか、電気料金の値上がりなど、これら生活必需品の高騰が家計に及ぼす影響を危惧しているところでもあります。また、ガソリンや灯油価格の変動については、輸送コストや系列会社の差、そして地域による競争意識などが影響しているものと考えられます。いずれにいたしましても、今後の価格の推移については、世界情勢や国内の経済状況などさまざまな条件が関連するものであり、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、改正消防法の施行に伴う地下給油タンク

改修義務化の影響についてのご質問にお答えいたします。議員ご指摘の法改正は、平成23年2月に施行された中の一つで、給油所等の地下に設けられたガソリンや灯油などを保管するタンクで40年以上経過したものについて、油漏れを防ぐための改修、または交換が義務づけられたものであります。同法では、猶予期間が2年間設けられたことから、ことしの1月31日が期限となっております。市内には、現在35カ所のガソリン供給施設があり、同法対象外となる鋼製強化プラスチック製二重殻タンク使用の施設は7施設で、残りの28施設のうち13施設が設置後40年以上経過した施設となっておりますが、このうち期限までに改修済みの施設が2施設、改修されていない施設が11施設となっております。

また、市内ではこの法改正により廃業に追い込まれたというガソリン給油所の情報はないと伺っておりますが、今後の動向を見守ってまいりたいと考えております。

次に、石油製品等の高騰に関連してのご質問の3点目、福祉灯油復活の是非についてお答えいたします。まず、むつ市では平成19年度及び平成20年度の2カ年において、急激な原油高騰による暖房用燃料費の値上がりに対する支援として、国が主導となり、県からの補助金も導入されたことから、高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯の非課税世帯に対し、暖房費の一部を助成する福祉灯油購入費助成事業を実施したところであります。ちなみに、平成20年度当時の安定価格が60円前後だったものが、最高値で105円、今年度においては安定価格が80円であったものが、2月23日現在、最高値で98円となっております。灯油の値上がりについては、低所得者の方のみならず、一般の方においても生活を直撃することは十分承知いたしております。ましてや寒冷地に住む人々にとっては、なおさら深刻な問題であることは言うまでも

ありません。しかしながら、平成19年度は2,790世帯、平成20年度は2,943世帯あった当時と比べ、現在ではおおむね3,700世帯と当時よりも対象世帯が明らかにふえておりますことから、国もしくは県の支援なしでこの事業を復活させるとなりますと、全額相当の自主財源を要することになります。したがって、現段階では助成することが非常に困難と考えております。

市といたしましては、現状の灯油の高騰が長期にわたり過度に継続するようであれば今後国もしくは県に対して要望を行うことはやぶさかではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、質問事項2つ目のパークゴルフの推奨についてのご質問にお答えいたします。3点にわたるご質問の1点目、パークゴルフの魅力ということですが、まずパークゴルフの生い立ちとしては、昭和58年、北海道の幕別町で生まれ、空間地となっている公園内の芝生広場の有効活用と、世代を超えて手軽に楽しめるスポーツとして考案されたことから、公園で始めたゴルフ、いわゆるパークゴルフと名づけたとされております。

パークゴルフは、自然を大切にするスポーツ、3世代交流のスポーツ、安全で楽しいスポーツといった3つの理念を掲げ、公園で生まれたスポーツであることから、芝生などの自然を大切に、世代を問わず多世代で楽しめるように、ルール、マナー、コースの基準、用具の基準なども安全に配慮したものとなっています。プレーに必要な用具は、クラブとボールとティーの3点で、誰でもすぐに楽しめるスポーツであるとともに、1ホールの距離を100メートル以内として、飛ばし過ぎの危険防止や年齢、男女差などによるハンディキャップを最小限にしていることから、若い人や高齢者、女性や子供も一緒に楽しめる3世代交流のスポーツとしての人気が高い理由はここにあるのではと感じているところであり、ホールインワンを

初めカップインしたときのボールの音が聞こえるときが一段と爽やかで、魅力的な部分であると競技者から伺っております。

このように手軽なスポーツとしてむつ下北地区におきましても、平成17年にむつパークゴルフ協会が設立されておりますが、主に東通村にある施設を利用しながら、会員の交流大会や各種大会へ参加し、技術の向上と普及活動を行っているとのことであります。このパークゴルフを通して、生涯スポーツとして健康で楽しく気軽にスポーツを楽しめることは大変意義深いものと考えております。

2点目のパークゴルフ場と競技人口の伸張についてのご質問は、担当よりご説明申し上げます。

次に、3点目の望まれるパークゴルフ場の開設についてであります。市では、随時スポーツ施設の充実を図っているところでありますが、高齢者等が楽しめる施設といたしましては、シルバーアーリーナを初めとしたゲートボール場の整備を進めてまいったところであります。パークゴルフ場については、残念ながら市内に施設がないことから、関係者の皆様は練習場所の確保に苦慮されているやに伺っておりますが、広大な面積を有する場所の確保が最大のネックとなりますことから、新たな施設整備につきましては、競技人口の推移を踏まえつつ、研究課題の一つと捉え、当面は既存の施設を有効に活用することで愛好者の皆様のご不便を解消してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次の学校教育と体罰に関するご質問につきましては、教育委員会から答弁いたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 浅利議員の学校教育と体罰に関するご質問にお答えします。

まず、ご質問の1点目、体罰に及ぶ教師と生徒

の葛藤についてお答えいたします。教師による児童・生徒への体罰につきましても、大阪市立高校の部活動顧問による体罰を受けた結果の自殺という非常に痛ましい事案の発生を契機として、教師が児童・生徒を指導する際のあり方、そして指導と体罰との違いということが改めて問われているところでもあります。学校教育法では、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる、ただし体罰を加えることはできないと定めております。また、平成19年に文部科学省から出されております懲戒及び体罰の指針を示した通知では、教育現場において、校長及び教員が教育上必要と認めるときは、児童・生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待して児童・生徒に対して懲戒を加えることができるとされております。しかし、この懲戒を加える際には、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで行うことがないよう教師は十分留意する必要があるとの一文が続いております。

体罰がどのような行為か、児童・生徒への懲戒がどの程度まで認められるのかということについては、機械的に判定することは非常に困難なわけですが、文部科学省の指針では、児童・生徒への指導に当たり、いかなる場合においても殴る、蹴るなどの身体に対する侵害や正座や直立等特定の姿勢を長時間保持させるなどの肉体的苦痛を与える懲戒を体罰であると定義づけております。さらに、体罰による指導では、正常な倫理観を養うことができないばかりか、むしろ児童・生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生むおそれがあると示されております。

どの教師もたたく、蹴るなどの行為は体罰であるということは認識しているはずなのですが、体罰事例の大半で、児童・生徒の問題行動の改善を

図るべく説諭など言葉での指導を行っても改善されず、さらに反抗的な態度が続いたことにより教師が冷静さを失い、感情を抑え切れず体罰に及んでしまったということでもあります。

また、教育活動の一つである部活動、中でも運動部活動では、試合に勝つこと、記録を伸ばすことといった目標を掲げ、毎日の練習を重ねることで生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を醸成することに意義があるわけでもありますので、とかく成績や成果を追求することにこだわるのではなく、部活動の教育的な目標が児童・生徒の心身の健全な育成であることを第一義にしなが、練習の成果としての試合では、その成績に一喜一憂し、達成感を味わってもらうことが必要であり、部活動の指導教諭についても、勝利至上主義ではなく、教育的な視点を忘れずに指導に当たっていただきたいと考えております。

体罰に及ぶ教師の葛藤として、教育に対する親の過剰な関心、過保護、放任、無関心など、さまざまな家庭環境で育った生徒と向き合っている教師の心境を案ずるご質問がございました。児童・生徒の育ってきた家庭環境はさまざまあるわけですし、児童・生徒自身の性格や能力にしてもいろいろあります。まずは、その当たり前のことを教員が受け入れ、認め、児童・生徒や保護者に対応していくことが必要であり、家庭との十分な連携を通じて、日ごろから教員と児童・生徒、そして保護者の間での信頼関係を築いておくことが大切であります。教員にとっては、なかなか難しい局面もあるわけですが、その信頼関係を築いていくことが重要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、体罰が容認されてきた背景についてのご質問にお答えします。教師の指導として体罰を許していた時代があったとのお話もございました。確かに昔自分が子供のころは先

生に何度もたたかれたことがあるなどと話す方がおられます。しかし、現在の教育の考え方では、体罰は暴力行為であり、児童・生徒に対する指導方法は言葉による指導が基本であります。時代は移り変わり、教育のためと称した暴力を容認する社会ではなくなっているのだということを教員を含めた我々大人がしっかりと認識することが大切であります。

最後に、スポーツ競技の世界におきましても、指導強化のためと称する体罰が問題視され、賛否両論があるようですが、ここに関しても体罰不要論が大勢を占めているようでありますことから、体罰のない教科指導の方向に向かっていくものと感じております。

そして、このことは学校教育の中においても、教員が体罰のない指導について認識し直す機会となり、一人一人の子供の気持ちを受けとめ、児童・生徒の豊かな心と人間としての自覚を促す適切な指導につなげていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、教育現場において望まれる指導力についてのご質問にお答えします。教育は人なりという言葉がありますが、教育の成否はそこに携わる人、学校教育においては教師にかかっていると言っても過言ではありません。市民の皆様が切望する学校教育を実現するためには、子供たちや保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼されるに値する教師の資質能力の向上が必要不可欠であります。このような教師に求められる資質能力の中には、今も昔も変わることなく、いつの時代にも求められている不易のものがあると考えております。それこそがまさに浅利議員ご指摘のとおり、子供たちに対する深い愛情と包容力であり、時には凍とした態度で教え、導くことのできる教師の指導力であると認識しております。

すぐれた教師の条件について、平成17年10月の

中央教育審議会の答申、「新しい時代の義務教育を創造する」によれば、大きく集約すると次の3つが重要であるとされております。私自身、日ごろより当市の教員に対して求め続けている必須能力でもあります。

1つ目は、教職に対する強い情熱ということであり、教師の仕事に対する使命感や誇り、子供に対する愛情や責任感などであり、

2つ目は、教育の専門家としての確かな力量ということであり、浅利議員のお言葉をおかりすれば、生徒に自信が付き、やる気、向上心が芽生え、教育のプロとしての授業づくりができる指導力ということであり、

3つ目は、総合的な人間力ということであり、子供たちの人格形成にかかわるものとして、豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法を初め、対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質を備えているということであり、

教育委員会といたしましては、子供たちが自らの夢や可能性の芽を大きく膨らませ、生き生きと学ぶことができる学校環境を整えるため、このような教員一人一人の資質能力をさらに高めていくような取り組みを推進していく必要があると考えております。そのために、平成4年よりむつ市教育研修センターを創設することによって、教員の研修体制を整備し、各種研修講座を開設するなど教員研修の充実に努めてまいりました。あわせて各学校には全教職員が相互に切磋琢磨し、子供や保護者、そして地域から信頼される教師として、その指導力の向上を図る校内研修の充実に努めていただいております。今後とも市内の教員には教育者としての自らの使命を自覚し、絶えず研究と修養に努め、人間性や専門性の向上を図るよう求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） パークゴルフの推奨についての2点目、パークゴルフ場と競技人口の伸張についてでございますが、県内におけるパークゴルフ場の数は、青森県パークゴルフ協会連合会の資料では、公益社団法人日本パークゴルフ協会の公認コースとして認定を受けております施設は5カ所となっているほか、未公認でございますが、5カ所、合わせて10カ所となっております。

また、平均的な所要面積はどのぐらいあれば設置可能かとのご質問でございますが、これは公認コースの認定を受けるための基準を例に答弁申し上げますが、まず全体のホール数は18ホール以上で、この面積は附帯設備を除いて7,000平方メートル以上であること、コースの距離は18ホールで700メートル以上1,000メートル以内という制限があることから、例えば18ホールの施設を整備する場合、駐車場や休憩施設等を合わせれば1万5,000平方メートル以上は必要ではないかというふうに考えているところでございます。

次に、県内における競技人口の推移につきましては、青森県パークゴルフ協会連合会によりますと、県内では9つの協会があり、平成24年度の会員数は663名となっております。なお、地元むつパークゴルフ協会の会員は58名となっております。競技人口という具体的な数値はお示しできないものの、日本パークゴルフ協会によりますと、平成22年2月現在、全国では約124万人の愛好者がいるものと推定されております。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

まず、質問1点目の石油製品等の高騰に関連してでありますけれども、この1年間でのガソリン、灯油等の高騰で市民生活を圧迫している状況がわかりました。ガソリン、灯油等についても十数円上がっているということがわかりました。

それで、法改正によってタンク改修の設備投資等にたえられない業者、これからの第2点目のほうなのですけれども、あると思います。脇野沢、川内にはそれぞれ1店舗しかスタンドがないというわけでありますので、そこで2点目の改正消防法施行に伴う地下給油タンク改修義務化影響について再質問いたします。

まず、ガソリンスタンドの減少により脆弱な過疎地域のライフライン維持にそごが生じないか、行政として今後の対応をどう考えるかをお伺いいたします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） 浅利議員の質問にお答えいたします。

このたびの消防法改正により、川内地区や脇野沢地区に及ぼす影響と行政の対応とのご質問にお答えいたします。現在ガソリン供給施設は、川内地区及び脇野沢地区に各1施設ありますが、将来流出防止対策が必要となる施設に該当していると伺っております。しかしながら、これらの施設につきましても、規制まで短いもので約11年の期間があることから、両施設とも動向を見守ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） わかりました。いずれにしろ川内、脇野沢ではそれぞれ1店舗しかないわけですけれども、それぞれに流出対策が必要な施設ということでありますので、地域のライフライン維持の観点からも、今後動向をよく見きわめて、行政の適切な指導、支援等をよろしく願いたいと思います。

3点目の福祉灯油復活の是非についての件ですけれども、他自治体で実施しているところが多々というか、散見されておりますので、このことについて市長はどのようなお考えをお持ちでしょう

か、お伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 平成19年度と平成20年度、これは実施いたしました。しかしながら、先ほど壇上のほうでお答えいたしましたように、非常に世帯数がふえているというふうなこと、これが明らかでございます。そしてまた、平成19年度、平成20年度は国・県の支援と補助制度がありまして、それを使わせていただいたというふうなこと。まず世帯数がふえている、そして前提となっている国・県の支援制度があったというふうなことで前回を行いましたけれども、このたびは全額自主財源というふうな形になるわけでございますので、現段階では助成することが非常に難しいものであると、このように思います。

先ほどの浅利議員のお言葉をおかりいたしますと、「ならぬものはならぬ」ではございませんけれども、そういうふうな言い方ではございませんけれども、ただまだこれからその状況が、石油の高騰等が続きましたら、長期にわたって続くと、そしてまた過度に継続していくというふうなことがありますならば、国・県に対して要請というふうなことをさせていただきたいと、このように思います。やはりここにおいても、私が常にお話をさせていただいております「持続可能な財政運営」、これがしっかりと基盤としてつくり上げられて、自らの財政調整基金なんかをもっともって持っていれば、そういうふうなことの対応も可能であるなど、今しみじみとその部分での思いをいたしておるところでございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） そこで、そこを何とかと言うつもりだったのですけれども、ならぬものはならぬということでありますので。やっぱり市独自の財源で対応するというのはなかなか困難ということはよく理解しておりますので、今後これから

またどんどん上がる可能性もありますので、この価格の推移を見きわめまして、国・県等への要望方よろしくお伺いいたしたいと思っております。

次、質問の第2なのですけれども、パークゴルフの推奨についてでございます。パークゴルフの魅力につきましては、ご説明いただきましたとおり、公園から生まれたスポーツということで、3世代交流のスポーツとして今どんどん人気が高まっているわけなのですけれども、そこで2点目、パークゴルフ場と競技人口の伸張についてに関連しまして、むつ市にパークゴルフ場が設置されたとした場合の競技人口、どのくらい予測できるかということについて、推察でよろしいのですけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） パークゴルフの部分で、施設が整備されたらというふうな形で、人口がどのくらいふえていくのかと、こういうふうな推測はなかなか厳しいものがあります。パークゴルフ、そしてまたグラウンドゴルフ、ゲートボールというふうなさまざまな形のスポーツ、そういうふうなところが、嗜好もかなり広がってきておりますので、パークゴルフ場をつくって、今協会のほうでは五十数名おります。市内でもそれ以上の方々がパークゴルフに、協会に属していない方もあろうかと思っておりますので、それなりの人数はあろうかと思っておりますけれども、設備を整備したらどのくらい伸びていくのかと、この推測はなかなかできないというふうなところでございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 1回目の説明のところ、全国的に124万人の愛好者がいるというご説明がありました。それで、さらにむつ市にパークゴルフ場ができたときに、愛好者にプラス3世代の人たちも活用できる、そういう競技でございますので、是非そこら辺も取り込んでどんどんふえるこ

とを期待するわけですがけれども。

そこで3点目、パークゴルフ場の開設要望ということについて、その設置の具体的可能性について、再度ならぬものはならぬではなくて、そこを何とかということ、ぜひお願いしたいと思いません。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） パークゴルフ場の設置の具体的可能性ということでございますけれども、まず面積が1万5,000平米というふうな、公認コースをとるためには、非常に巨大な面積、これが必要になってきます。そういうふうな意味では、非常に確保が大きな課題であるということをご認識をいただいているものと、このように思います。それでも先ほど若干触れさせていただきましたけれども、既存施設の有効利用というふうな形の中では大湊港港湾環境整備事業、この一環として、克雪ドームの横に整備されております防災緑地、この活用が考えられるのではないかと、このように思っております。この施設は、平成24年度をもって完成する予定となっております、面積が総面積で約4万平米、ふだんはウェルネスパークと一体的なスポーツ施設として、万が一の災害の際は避難場所というふうなことで新年度において全面開放、これを予定しております。この部分にはバスケットボールコート、そしてまた芝生で覆われた多目的広場、そしてまた自由広場、また散策できる園路、こういうふうなものを兼ね備えておりますので、適度な起伏もあることから、利用の仕方によっては議員ご指摘のパークゴルフやグラウンドゴルフ場の練習場として、場合によってはそれ以上の施設としても利便性が図られるのではないかと、このように考えております。ただ、この利用につきましても、多目的な緑地でありますので、散策や余暇を楽しむ方々、市民の方々もありますので、独占利用とならないような形で一定

の制限を設けさせていただいたうえで、他の利用との調整を図る必要があるのではないかと、このように思いますので、ご利用の際には、ご利用の際ですよ、ということはおわかりだと思いませんけれども、その部分においては担当と十分協議、ご相談をいただければなど、このように思うところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。非常に前向きな回答をいただきました。それで練習場ということでもありますけれども、この多目的緑地を活用して、何とかしたいという市長の思いが伝わりまして、重ねてお礼申し上げます。むつ市に初めてパークゴルフ場、練習場といいながらもパークゴルフ場ができるということについて期待をしておりますので、重ねてお礼を申し上げます。

続きまして、学校教育と体罰に関連してでございますけれども、ちょっと私の感想を述べさせていただきます。私は、以前川内高校で生徒の就職指導支援ということで1年間勤務させてもらったことがあるのですが、卒業式の間で、2クラスの卒業クラスがありましたけれども、1クラスは卒業式が終わった後、担任の先生と生徒が抱き合いながら泣いていると、泣き合っているというような状況がありました。もう一クラスは卒業式が終わって淡々とその場を離れるというような、そういう光景を目にしまして、それでこの2つのクラスの違いは何かと常々思っていたのですが、そのことについて、教育委員会委員長はどのような感想をお持ちか、所見をお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 浅利議員の再質問についてお答えいたします。

再質問の内容は、教員の資質にかかわるものと

いうふうに理解しております。しかしながら、高等学校教育に関しましては、むつ市教育委員会の管轄外になりますので、管轄下にあります市内の小・中学校における教員の資質向上ということでお答えをさせていただきます。

卒業式に教え子たちに別れを惜しまれるという光景は、教師ならば誰でも望んでいるものであろうというふうに思います。教師を目指す動機の一つには、そのような恩師と呼べる先生方との心の触れ合いがあったものと考えております。例えば運動会や体育祭では子供たちと一緒に優勝を目指し毎日練習したり、文化祭ではさまざまな取り組みを考え、試行錯誤しながら一つのものをつくり上げるなど、学級担任にとっては多忙をきわめることがあっても、子供たちとのこうした活動というのは自分の財産になり、力となって、その後の教員生活に生かされていくというふうに思っております。

また、教科の指導においても、児童・生徒一人一人を生かすことのできる授業展開を考えて、勉強が苦手だと言っていた子供が理解することができたときには、子供と教師、両者にとって非常にうれしいことでございます。このような学校生活の積み重ねが子供と教師の信頼関係を築き上げて感動的な卒業式のエピソードを生み出すものというふうに思っております。議員ご指摘のとおり、教師になったときの思いや教育への情熱、そして子供たちへの深い愛情を常に持ち続けていくことが大切であるというふうに考えております。先生方には、ぜひ教師になったときの気概を常に持ち続けて、子供たちのために日々励んでいただきたいと考えているところでございます。教育委員会といたしましても、あらゆる機会を捉えて、教師の資質向上への対策を講じていく所存でございますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） どうもありがとうございます。

私が考えるに、教育の原点は教育に対する先生方の情熱と生徒への愛情ではないかと常々思っております。教師の皆さんには、そのことを自問自答し、教育に励んでいただきたいと思います。

今回の一般質問での学校教育と体罰に関する件は、私個人の思いを優先しまして、どうも一般質問の体をなしていなくて、教育委員会委員長には大変ご迷惑をおかけしたと思っておりますけれども、おわびしまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時13分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎佐賀英生議員

○議長（山本留義） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。8番佐賀英生議員。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） 8番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会第215回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者皆様の前向きな答弁をよろしく願いいたします。

さて、先般3月11日で大きな傷跡を残した東日本大震災から2年が経過いたしました。忘れようにも忘れることのできない、否忘れてはいけな

東日本大震災は、東北はもとより日本全体に衝撃を与え、国土のみならず、心に大きなつめ跡を残し、いまだその傷跡を引きずらせております。一方、世界の人々の温かさと人々のきずなを感じさせられた事件でもありました。いまだ家族のもとへ帰ることができない、3月10日時点でありましたが、2,668人の方々が一刻も早く見つかり、家族のもとへ帰られることを心より祈っております。

それでは、通告に従いまして、3項目8点について質問をさせていただきます。

教育行政についてお伺いいたします。昨年8月31日水曜日に、県下一斉に行われた小学校5年生及び中学校2年生の学力調査は、学習指導要領における各教科の目標や内容の定着状況を把握し、学習指導上の課題を明らかにするとともに、各学校が指導の改善に活用することができるよう県全体の調査結果と学習指導の改善の方向性を示し、児童・生徒の学力に資するものです。調査対象科目は、小学校5年生は国語、社会、算数、理科、意識調査の5項目、中学校2年生は国語、社会、数学、理科、英語、意識調査の6項目となっております。調査実施学校数及び児童・生徒数は、小学校330校、1万2,303人、中学校165校、1万2,907人で、調査児童・生徒の在籍がなかった小学校2校、中学校1校は省かれております。1教科当たりの調査時間は、小学校45分、中学校50分で、意識調査は15分としておりますが、全員が意識調査に記入できるよう必要に応じて時間延長してもよいという形で行われました。

県内を東青、西北、中南、上北、下北、三八の6管内に分け、各教科の通過点の平均値と教科全体の平均を出しております。それを見ますと、小学校の教科全体の通過率は上北管内の69.1ポイントに続き、68.7ポイントと下北管内は2番目であり、3番目の東青管内の68.0ポイントより0.7ポイント上回っております。トップの上北管内とは

0.4ポイントしか差がありません。ちなみに、全体の平均通過率は68.1%です。トップと最下位の差は1.5ポイントと、小学校ではそう差が見られませんが、中学校になると通過率の平均は56.6%となり、学習もいささか高度になってきておりますので、多少加味されますが、下北管内は51.3ポイントと6管内最下位となっております。トップの東青管内の通過率が60.5ポイントですから、実に9.2ポイントも差が開いてしまっているわけです。

各管内小学校からの通過率の推移が7.5ポイントから14.7ポイントに対し、下北管内は17.4ポイントと落差が大き過ぎます。特に数学は、トップとの通過率の差が11.7ポイントと突出しており、先ほども述べましたが、中学校へ行くと学習内容も高度化しておりますので、全体的に通過率の低下はいたし方ないにしても、余りの落差に驚いております。児童・生徒たちの将来のために、より一層の学力向上を目指すべきと考えておりますが、教育委員会委員長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、教師の体罰についてお伺いいたします。日本における体罰の扱いは、父母や教員などが子供や生徒などの管理責任のもとにあると考えられており、教育的な名目を持って、肉体的な苦痛を与える罰を加えることを指しております。苦痛とは、たたくなどの直接的なものから、立たせたり座らせたりするなど、動くことを禁ずるなど間接的なものも含んでおります。体罰には、明確な定義はありませんが、一般的に身体刑や虐待、暴行などが該当しますが、昨今の問題を受け、国も体罰の定義づけを急いでいるようです。

体罰は、古くより注意をしても聞かない、もしくは理解できないという子供に対して教育的指導と認識され、明確な賞罰の形として長く記憶に残りやすいとして教育効果が高いと考えられてきま

したが、その罰が当人の人格形成につながったり、重大な負傷につながるという事例が挙げられるにつれ、その効果に疑問が投げかけられるとともに、そもそも罰を与える権利があるのかということが社会的に問題視されていることは記憶に新しいことと思います。特に体育会系において、やる気の発憤、なにくそ根性論など美化されてきた一面もあるのではないかと私は考えております。

学校教育法第11条による体罰とは、1、身体に対する侵害を内容とする懲罰（殴る、蹴るの類い）は体罰に該当する。2、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲罰（端座、直立などの特定の姿勢を長時間にわたって保持させる）は体罰に該当すると明記されております。私は、以前体罰容認者でありましたが、自分の子育てを踏まえ、しつけという体罰のもとにエスカレートし、虐待に近くなってきた家庭教育を深く反省し、10年前から手を上げなくなりました。今でもその方法は間違っていたと後悔しております。子供も深く傷ついていたと違いはないと思っております。実の親子ですらそう感じられるのに、他人である教師や指導者に体罰を加えられたとなると、児童・生徒のその気持ちは察するに余りあるかと思えます。

以上のことを踏まえ、むつ市では教師の体罰は報告されているのかを教育委員会委員長にお伺いをいたします。

続いて、3点目の居所不明児童についてお伺いをいたします。さきの2月12日に発覚した大阪市東住吉区の6歳女児行方不明事件に端を発した居所不明児童問題は、行政のチェックの甘さが露呈した事件でもありました。それよりも私が驚かされたのは、このように安否のわからない児童の多さです。住民票がありながら、1年以上居場所にわからず就学ができない小・中学生が、今年度だけで全国で976人、文部科学省の調べであります、いたということです。昨年度の1,191人より減っ

たとはいえ、1年以上学校に通わず居所不明があるということが現在の日本であるのかと二度驚かされました。いつぞやの100歳以上のお年寄りが何百人もいたという事件に同様に驚いたものです。「実際にはもっと多いでしょう」とは、識者の弁。文部科学省と教育委員会がろくな調査をしてこなかったことが原因と言っております。昨年からはようやく力を入れ始めましたら、この1,000人近くの数値になり、文部科学省の数値には未就学児童や居所不明のまま中学を卒業した子供が含まれていないからです。

調べでは、居所不明の理由に、大きく分けて4つの理由があると言われております。1つに、借金などの経済的困窮による夜逃げのケース、2つに、ドメスティック・バイオレンスによる母親が子供を連れて身を隠すケース、3つ目に、宗教施設において暮らしているケース、最後に、期間工の子供のケースだそうです。期間工の子供は、居所不明になりやすいと識者は述べておりますが、その理由は期間限定で各地を転々とする仕事をするわけで、住民票がなくても教育委員会に申請すれば学校に通うことができるが、手続を面倒が行わず、ずるずると通学できなくなり居所不明に陥るというケースです。住民票を置いて行方不明になったら追跡調査のしようがないし、行政が家庭の事情に立ち入るのは難しいということも反面あるのも事実かと思えます。当市において、居所不明児童はないと確信しておりますが、実態はどうか、教育委員会委員長にお伺いをいたします。

教育問題4点目、武道の必修化についてお伺いをいたします。1万579、これはNPO法人教育ソリューション協会の発表の数字ですが、全国の中学校の数です。文部科学省のデータでは、1万699となっておりますが、これは休校の数も含まれておりますので、前段の教育ソリューション協

会の数字を適用させていただきます。

全ての中学校の1年生及び2年生の体育の授業で平成24年4月から武道の授業を必修化として学習することになったことは承知のことと思います。平成18年12月15日、教育基本法が改正され、第2条第5号の規定に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」という教育目標が定められたからです。この規定には、①、我が国と郷土を愛する態度を養うこと、②、進んで外国の文化の理解と他国を尊重する態度を養うこと、③に、国際社会の平和と発展に寄与すること、この3点が示されており、学ぶことが求められております。武道を学ぶことが外国の文化を理解したり国際社会の平和に寄与するのか、いささか疑問ですが、今度これを提唱した安倍総理にお伺いしたときに、ぜひ伺ってみたいものと思っております。多分会う機会は一生ないとは思いますが。

教育の使命は、いかに時代が変わろうとも、常に人づくりにあります。教育基本法においても、目的は人格の形成を目指すことと明記されております。この必修化は、日本の伝統文化である武道を正しく継承し、さらには人間形成を醸成するという教育的な期待が込められております。運動領域としての武道、相撲、柔道、剣道は、保健体育分野8領域の中に位置づけられ、江戸時代から受け継がれてきた我が国固有の身体運動文化、対人運動です。昨今は、他人との積極的なかわり合いを敬遠する傾向や希薄な人間関係、地域社会や家庭での教育力の低下などにより学校がしつけなどの教育を担う役割が多くなってきておりますが、私は本来家庭で行うべきしつけを親ができないのが現状で、本気でやろうと思えば親から教育しなければならないのではないかと考えております。武道の学習を通して歴史や伝統文化を

体験し、気力と体力を養うとともに、礼法の実践を通し他人を思いやり、目上を敬う気持ちを育んでほしいと思っております。

公立中学校の実に66%が柔道を選択しており、その数約6,500校にも及びます。一方、3割弱は沖縄、岐阜、高知、徳島、佐賀で、沖縄は空手、ほかの4県は剣道となっております。

柔道に対し、けがが多いなど保護者からは懸念の声が多く聞こえますが、経費上柔道を選択しているのではないかと私は考えております。

当下北は、剣道の指導者が多数おり、私としては剣道のほうが礼儀作法、けがの減少など適していると考えますが、武道の必修は計画的に進んでいるのか、一定期間の経過の後、必修の選択見直しもあり得るのかを教育委員長にお伺いいたします。

続きまして、2項目めのエネルギー行政についてお伺いいたします。まずは、各報道を比べてみましょう。「原子力規制委員会の「活断層認定」が御用学者に骨抜きにされる」という見出しとともに、「これまで各電力会社は原発の直近や直下に活断層はないと言ってきたことが原子力規制委員会の調査で、それがうそだったことが明るみになりつつある」との記事。「東通原発が世間の耳目を集める中、原子力規制委員会専門家チームの報告が注目されている」。もう一方の記事は、「原子力発電所を再稼働させないことを前提とした評価ではないか、と疑わざるを得ない」との記事のもと、「今の地震学の水準では、原子力規制委員会の活断層に対する、活断層である可能性を否定するデータが必要だ」とのコメントは不可能な要求である。しかも専門家チームは活断層だとしても活動度は低いと評価している」との記事である。この2紙は、誰でも知っている大手新聞社の活断層に対する記事であります。たくさんの報道がなされている中、対照的な記事をご紹介します。

しました。

福島第一原子力発電所の事故以来、原子力に対する国民の目は厳しさを増しており、特に当該地域の住民は報道に注目をしております。私もその一人で、今まで活断層という文言すら知りませんでしたし、原子力規制委員会をはじめ原子力安全委員会など、この事由が発生してから初めて知ったことばかり。原子力を抱える場所に居住していながら、実に初めて耳にすることばかりが多いこのごろでした。ただ、当時精いっぱい批判を浴びた原子力の御用学者と言われている3人の大学教授と1人の研究アドバイザーの記事を読んで、色眼鏡を外して見てみますと、なるほどという点が結構見えてきている自分もおります。建設当時の国の許可や識者のアドバイス、調査結果に対しての許可など、何だったのかと思うのは私だけではなかろうかと思えます。技術や調査精度、当時より増したとしても、見解や方法、基準の認定は大きく変わってはいないのではないかと考えます。原子力に対して考え方はいろいろあってしるべきだと思いますし、必要性に関してはエネルギーとしての部分、地域経済に関する部分などさまざまでよいでしょうし、不必要に関しては、目に見えない危険性や自然に対する考え方、子供たちにかかわる部分など、議論が深まることは大切なことと考えております。いま一度私たちは報道で流されている部分だけではなく、いろんな角度で原子力に対して考えていくべきだと私は思っております。いずれにしましても、現時点では再稼働は時間を要するということが確定しているという事実だけだと思っております。

以上のことを踏まえ、1点目として、東通原発再稼働延期に伴う財政への影響、2点目といたしまして、原子力規制委員会の報告についての市長の見解、3点目といたしまして、函館市の大間原子力発電所差しとめ要請と訴訟準備についての市

長の見解をお伺いいたします。

続いて、3項目めの福祉行政についてであります。日本は、国土全体かつ各地に火山帯を有しており、全国的に温泉が湧き出る温泉国でもあり、その需要も高く推移しております。古くは、古代ヨーロッパを見ても、テルマエという名の温泉の湧き出る銭湯が庶民の憩いの場であり、情報交換の場でもありました。ある意味裸のつき合いとの文言もさながらに、ストレートにコミュニティーの場を形成しておりました。

高度成長に伴い、各家庭には家庭風呂が急速に普及し、銭湯はいささかの衰退は経るものの、その人気はいまだ根強く、誰もが好きな憩いの場の一つと考えられております。特に温泉は、その効能とロケーション、地理的条件に合致し、メンタルケアはもちろん、最近では病院やケアハウスなどにも併設され、その必要性和効果は実証済みだと思います。御多分に漏れず、当下北も那須火山帯に属し、温泉は深さを別にしても、どこにでも湧き出る環境にあり、恵まれた土地であることは異論を挟まないことと思えます。我がふるさと大畑町にしても、平家の落人の隠れ里として、また透明度の高さは国内屈指の名泉と誇れる薬研温泉を有し、その恩恵にあずかっているわけですが、かくある温泉施設の中で無料及び安価で、大畑町民のみならず、下北の人々に愛されている老人福祉センターが施設の老朽化により修理修繕のためにしばし休館を余儀なくされております。老人福祉センターは、その名称とは対照的に、シルバーエージのみならず、各世代に愛されており、その必要性は大畑町民にとっては不可欠なものであります。昭和47年3月に当時の金額で約2,700万円を投じて建設され、平成14年度の老朽検査を行い、平成15年度の改修工事を経て今日に至るわけですが、年々利用者はふえ続け、1万5,000人程度の利用者から、一昨年は2万人まで増加し、施設と

しては老いてもなお利用価値の高い重要な施設であると、その必要性は顕著です。

毎週月曜日には、各地域のお年寄りを巡回バスで送迎し、入浴後には看護師による血圧測定や健康チェックなどを行い、お年寄りに唯一の楽しみと憩いの場としてコミュニティーの場としての役割を果たしております。しかし、極度の老朽化により、さきにも述べましたが、休館の頻度が増してきており、お年寄りはもとより町民の皆さんの楽しみを奪ってきております。先般佐々木隆徳先輩議員が観光質問でもおっしゃいましたが、唯一の癒やしの施設でもある温泉施設は、なくてはならない場所でもあり、パブリックスペースでもあろうかと思えます。

財政厳しい折、大変なことは重々承知ではございますが、必要施設であるご認識をいただき質問をいたします。むつ市老人福祉センターの現在の状況と今後について、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、教育行政につきましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、エネルギー行政についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の1点目、東通原発再稼働延期に伴う財政への影響についてであります。議員ご承知のとおり、原子力関連施設の所在市町村、隣接市町村、隣々接市町村及び都道府県には電源立地地域対策交付金が交付されており、住民の利便性向上事業や地域の活性化事業に広く活用されているところであります。東北電力東通原子力発電所1号機につきましては、電源立地地域対策交付金のうち原子力発電施設等周辺地域

交付金相当部分の対象施設として隣接自治体であります。この交付金は、電源立地地域対策交付金交付規則に基づくもので、交付期間は設置工事の着手年度から施設の廃止年度までと規定されております。したがって、現行制度の改正等が行われな限り、東北電力東通原子力発電所1号機が稼働しているか停止しているかにかかわらず、施設が廃止されるまでの間は交付が継続されることになり、市財政への影響はないものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の原子力規制委員会の報告についてお答えいたします。ご質問にございます報告とは、去る2月18日に開催されました東北電力東通原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合に諮られております調査報告書案のことと思いますが、現時点において、その内容については審議中でありますことから、その報告に関する答弁は差し控えさせていただきます。原子力規制委員会についての私の見解、私見を述べたいと存じます。

昨年9月19日に正式に発足して以来、敦賀原子力発電所、大飯原子力発電所、そして東通原子力発電所と精力的に現地調査を実施しておりますが、調査や評価手法についてはいささか疑義を抱いているところでございます。旧原子力安全・保安院から引き継いだ形でありながら、過去の調査結果を検証することなく、ましてや過去の調査に携わった専門家からの意見を聞くこともなく、数人の専門家による短時間の調査で性急に結論を出そうとしている雰囲気を感じております。行政機関として継続性が欠如していると言わざるを得ません。

また、報道によれば、事業者に対し十分な説明時間も与えず、質問回答の準備も整わない状況で評価会合に出席させられており、科学的議論が深まらない状況にあるとのことでもあります。透明で

開かれた組織を標榜する委員会であるならば、事業者との間にしっかりと議論できる環境を整えるため、委員会と事業者とのコミュニケーションが必要であると思うところであります。

さらに、原子力発電所はそれぞれ異なった立地環境にあり、その地下の内部構造はどれ一つ同じものではなく、活断層の有無、あった場合にはその位置、形状、活動性などを明らかにする必要があります。地質地形等にかかわるさまざまな分野の調査を経て、科学的な見地から総合的な評価を行ってほしいと願うものであります。

次に、函館市の大間原子力発電所建設の差し止め要請と訴訟準備についてのご質問であります。大間原子力発電所の建設については、昨年10月に工事が再開され、再開後から現在までは、主に長期間の工事停止に伴う品質の保持作業を中心に実施していると伺っております。また、函館市では昨年9月に大間原子力発電所建設の無期限凍結を求める議決を市議会が提出、可決し、12月には大間原発訴訟準備経費が補正予算として可決されたと報道されていることは承知しておりますが、訴訟するとのことでありますことから、この件に関する発言は差し控えるべきとの認識でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、福祉行政についてお答えいたします。むつ市老人福祉センターの現況と今後についてのご質問ですが、むつ市老人福祉センターは、昭和47年3月に高齢者の健康増進や教養の向上等を総合的に提供する施設として整備されたもので、この間高齢者に対し、温泉入浴の機会の確保と保養の便宜を供与してきたほか、地域住民にも低料金で施設を開放し、温泉を利用した健康増進の施設としてその役割を果たしてまいりました。しかし、建築後29年経過した平成13年には、浄化槽の故障を初めとする建物や設備の老朽化が著しく、建物としての使用の限界に達しているとのこ

とから、平成14年3月に廃止も検討されましたが、地域住民や議会からの強い要望があり、同年4月、施設の老朽度調査を実施し、国の補助を受け、平成15年7月、事業費2,600万8,500円で改修を行い存続してまいったところであります。しかしながら、施設の設備や施設本体の改修は補助の対象にならなかったことから、建築当時の屋根の雪が落ちにくい屋根の形状の改良や外壁の取りかえはできなかったところであります。

近年のむつ市老人福祉センターの利用者数を申し上げますと、平成21年度、1万7,086人、平成22年度、1万7,426人、平成23年度、1万9,898人となっており、毎年利用者が増加しております。また、大畑地区の70歳以上の高齢者を対象に毎週月曜日にむつ市老人福祉センターまで市のマイクロバスで送迎し、温泉浴を楽しんでもらう巡回入浴サービス事業を行っており、平成23年度は643人にご利用いただいております。秋の紅葉シーズンには、大畑地区はもちろんのこと、むつ地区の老人クラブ等の団体利用が多数あるなど、薬研温泉地にはなくてはならない施設となっております。源泉が川岸にあることから、川の増水の影響を受けやすく、源泉に異物等が入り、ポンプの故障が発生し、時々休業を余儀なくされております。また、施設が源泉から遠いことから、蛇口からのお湯の温度のふぐあいや建物の老朽化に起因する故障等も多くなってきております。建築以来40年を経過し、老朽化が著しく、改築の必要性は認識しているところでありますが、財政状況を見きわめながら、総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 佐賀議員の児童・生徒のより一層の学力向上を目指すべきと考えるがどうかについてのご質問にお答えします。

市内全域を対象とした小中一貫教育が完全スタートして2年目を迎えております。その一つの成果として、学力面においては小学校6年生が全国学力・学習状況調査において、県の平均通過率を上回り、全国の上位に位置するとともに、小学校5年生は青森県学習状況調査において2年連続県の平均通過率を上回るなど、小学校における学力向上が図られてきております。なお、通過率は問題の総正答数を問題の総解答数で割ったものであります。

しかしながら、中学校においては議員ご指摘のとおり、県の平均通過率を超えることができない状態が続いておりますが、年々近づいてきている状況であります。このことにつきましては、教育委員会といたしましても、喫緊の課題として捉え、さまざまな対策を講じているところでございます。

その1つ目といたしましては、4月にむつ市総合学力調査を実施し、前年度の内容についての定着度の調査を行い、その結果につきまして、各校で分析、対策を講じております。さらには、8月には学力向上対策研修会を開催し、その分析に基づいて落ち込み部分を補完するための研修を行っております。また、今年度より活用問題集を作成し、小学校4教科、中学校5教科について、各教科3名程度の学力向上推進員による落ち込み部分の補完や入学試験に対応できる問題集の作成を行っているところでございます。

2つ目といたしましては、小中一貫教育にかかわる施策の中で中期学級担任連絡協議会を設置いたしまして、各中学校ブロックごとに小学校5、6年生と中学1年生の学級担任とが児童・生徒についての共通理解の場を設定しております。この中で児童・生徒の学力についての情報交換も行われており、中学校入学時の対策などについても話し合われております。さらには、中期の指導の充

実を図るために、乗り入れ授業も実施しております。また、教科9カ年指導計画を作成、活用し、当該学年だけではなく、前後のつながりを意識した切れ目のない授業実践や系統的、重点的指導を行うことで、子供たちにとりましてはレベルの段差が少なく、無理なく取り組めるようにしております。

3つ目といたしましては、むつ市教育研修センターにおける各教科ごとの授業づくり講座を開設し、小中連携の推進や弘前大学教育学部との連携による講演、演習等を実施することで、教員の指導力の向上を図っております。

4つ目といたしましては、児童・生徒一人一人にきめ細かい指導対応ができるための人的支援でございます。スクールサポーターの配置や教育相談支援員の配置、さらに乗り入れ授業や小学校高学年における一部担任制の円滑な導入を図るための小中一貫教育学習支援員を配置しております。教育委員会といたしましては、このような取り組みを通して、小学校から中学校へのスムーズな移行を図り、小学校にあらわれた成果を着実に伸ばし、中学校での学力向上へつなげていくことで、むつ市全体の児童・生徒のより一層の学力向上を目指してまいりますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

次に、教師の体罰は報告されているのかとご質問にお答えします。学校管理下での教員による体罰事案は、残念ながら発生しております。ここ3年間で報告のあった件数では、平成22年度で1件、平成23年度で2件、そして今年度は8件となっております。

ここで、今年度の報告が著しく突出している原因について申し上げます。昨年末発生した部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案を深刻に受けとめた文部科学省において、児童・生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止

の徹底を図ることを目的とした調査を実施するよう青森県教育委員会を通じて依頼があったことを受け、当市教育委員会でも市立学校の全ての児童・生徒、保護者及び教職員を対象として体罰に関するアンケート調査を実施し、2月末までに各学校から教育委員会にアンケート結果が報告されております。この報告では、今年度体罰を行ったとする教員からの申告は21件、体罰を受けたとの児童・生徒からの申告が20件、自分の子供が体罰を受けたとする保護者からの申告は17件で、延べ58件となりますが、1つの事案について教師と児童・生徒あるいは保護者が申告しているケースもあることから、体罰事案として申告された実数は42件でありました。そして、これら事実の詳細につき学校が事実確認を行い、その結果として、体罰には当たらないとされた事例が34件、体罰であったと認められた事例が8件であります。具体的な体罰行為といたしましては、頬の平手打ちや頭をたたくといった事例と、長時間直立をさせていた事例であります。この8件については、1件ごとに詳細をまとめ、報告書を別に提出させているところであります。

今回実施した実態調査のアンケートは、教育委員会としても内容を精査し、体罰事案に対する適切な対応と今後の体罰発生の抑止に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、居所不明児童はいるのかとのご質問にお答えいたします。居所不明児童は、住民登録がなされているけれども、住所地に住んでおらず、また居所も確認できない状況にある児童であります。むつ市におきましては、そのような児童・生徒は現在おりませんし、これまでにもなかったということをまずお知らせいたします。

住民登録のある児童が小学校就学年齢に達しますと、入学する前に就学児健診を受けていただく

よう教育委員会から保護者に宛てて通知をいたします。これにより対象児童が健診を受けることで必ず接触することになり、この時点において漏れなく確認ができていく状況でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、必修となった武道の指導は計画的に進んでいるのか、また一定期間を経て見直しも有り得るのかについてのご質問にお答えいたします。平成24年度から中学校の必修科目として武道の指導が行われておりますが、むつ市内では全中学校で柔道を選択しております。武道が必修科目となる以前から市内中学校では柔道を取り入れていたという経緯もあり、必修化に当たっての準備段階から学校現場での大きな混乱はなく、各学校での指導計画に基づき、これまで各学校で蓄積された指導のノウハウも活用しながら、計画的な指導が進められております。ただし、当初必修化に当たって心配されていた次の3点につきましては、今後も各中学校に配慮していただく必要があると考えております。

第1点は、指導者の養成についてであります。指導においては、安全対策を最も重視しなければならないことから、指導者の専門性を高めるために文部科学省及び青森県教育委員会主催の研修を市内全中学校の保健体育担当教員が既に受講済みであります。今後も研修会等への積極的な参加を促し、安全な指導が行われるように指導してまいります。

第2点は、施設設備や用具の整備についてであります。安全性を高めた柔道畳、投げわざ練習用のマット、畳を固定する滑りどめネットなど、必要な物品等については平成22年度中に全中学校で整備をいたしました。今後も引き続き施設設備等の安全点検を怠ることなく、生徒が安全に柔道の学習を行うことができるよう配慮してまいります。

第3点は、柔道着の購入についてであります。個々の体格差や衛生面を考慮すると、原則個人持ちとして保護者の皆様に購入をお願いしておりますが、3年間の使用を前提にできるだけ安価なものを選んだり、学校の諸会費の中で分割して納入できるようにするなど、保護者の皆様の負担を幾らかでも軽減できるような努力を今後もお願いしたいと思っております。

教育委員会といたしましては、必修化された武道がより一層の成果を上げることができるように、各中学校を支援してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、生徒の授業中のけがの状況についてありますが、今年度これまでの保健体育の授業における生徒のけがは36件報告されており、そのうち柔道の授業でのけがは7件となっております。けがの程度としましては、手足の打撲、足首をひねるといったものが多いのですが、足の小指の打撲とされていたものが骨折であったというケースが2件ございました。今後もけがの防止に最善を尽くしていただくよう各中学校へ指導してまいります。

次に、今後種目の見直しはあり得るのか、その際どういった考え方で見直しを図ることになるのかについてであります。取り上げる種目については学習指導要領に示されている柔道、剣道、相撲の中から各学校が選択して実施することになっており、地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどのその他の武道についても取り上げることができることになっております。

種目選択は、各学校になりますので、選択する種目の見直しも各学校ごとということになります。各学校においては、必修化された武道の指導について、今年度から一定期間を経た後見直しを図ることもあり得ると思っておりますが、判断は各学校に委ねられております。見直しの際は、武道必修

化後の指導上の成果と課題、生徒の状況、保護者の意向等の学校や地域の実態を踏まえて適切に判断し、各学校が柔道、剣道、相撲の中から1つを選択するものと考えております。

教育委員会といたしましては、武道必修化の経緯を踏まえ、日本固有の文化である武道に取り組むことが我が国の将来を担う子供たちの育成と心身の健全な発達につながるものとの認識に立ち、今後も各学校での指導への支援に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 答弁大変ありがとうございます。きょう、そんなに長くやったつもりではないのですけれども、少し時間が足りませんので。

まずは、福祉行政の老人福祉センターについてですが、再質問はありません。よろしく伏してお願いを申し上げる所存でございます。これで老人福祉センターは終わります。

続きまして、エネルギー行政についてでございますが、各報道やマスコミ等々でも、その整合性といえますか、今までやった、さっき市長の私見のとおり、こっち側、ジャッジメントするほうもいささか戸惑っているところもあろうかと思えます。議論は議論としてきちんとした情報を出していただいて、私たち国民に判断するものをきちんとしていただければいい。時々政治や思惑によって、言論や行動が変わるということはゆゆしき問題だと思えますので、これからも注視して見ていきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、教育行政についてですが、先ほど教育長から丁寧なる答弁をいただきまして、まず1番目の児童・生徒の学力の向上なのですが、私もいささかPTA活動がちょっと長かったものですが、深く関与してきたところがあるわけですが、中学校に行くと、がくっと下がってしまうわけで

すよね。まあまあ年ごろもあるし、部活もやらなくてはいけない、それなりの高度な学問というのがあるかもしれませんが、教育長、どうなのでしょう、教科書が各地域によって違うかと思うのですが、小学校のときはそんな遜色はないと思うのですが、管内の中で下北だけがぐっと下がっている。これは、やっぱり教科書の違いもあるのかなと、わかりませんけれども、それは私の考えなのですが、教科書の選定なのですけれども、どのような方法で、どのような基準で行われているかをまずお伺いいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 佐賀議員の再質問にお答えいたします。

教科書の選定はどのようにしているのかということですが、現在使用中の教科書は、小学校が平成22年度、それから中学校は平成23年度に採択されたものでございます。これは、4年に1度採択するということになります。そして、採択の際には、まず採択地区協議会を設置することになっておりますが、むつ市は大間町、佐井村、風間浦村、東通村と共同で採択地区協議会を設けて、そこに学校の教員等から成る調査員を置くなどして共同調査、研究を行い採択をしております。そして、採択の際に参考資料とするものは、まず1つは各教育委員会からの推薦資料でございます。これは、それぞれの管轄下の学校からの教科書に関する報告書をもとにして作成したものであります。続いて2つ目としましては、青森県教育委員会が作成しました各教科書についての選定資料、それから3つ目といたしましては、先ほど申し上げました採択地区協議会において調査員が独自に調査研究をし作成した選定資料となりますが、これら3つの選定資料を参考にして協議を行い、採択しているということでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 教科書の採択の部分なのですが、やっぱり私もずっと勉強不足でわからなかったのですけれども、教科書がそもそも全国一緒だと私は高校あたりまで思っていたのですが、違うということがそのあたりに思いまして、学力がほかの管内よりも落ちている、ほかのことは余り言いたくないのですが、ましてや中学校の2年生の、教育長ご存じかと思うのですが、数学に関しては下北郡部が最下位中の最下位なのですよね。通過点よりも20.7ポイントも下回っていると。同じ教科書を使いながらということは、今度は指導力の問題があるのではないかと変な勘ぐりになってしまうわけなのですが、では次のときに学力を上げるために教科書のレベル、教科書にレベルがあるのかないのかはちょっとわかりませんが、そういう可能性というのはやっぱり出てくるのでしょうか、お願いします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 子供たちの学力を上げるためにレベルの高い教科書を使ってはという質問かと思うのですが、先ほどお話ししました調査員が調査を研究する際には、児童・生徒の実態を考慮して、実態に即した採択ということに努めているということですが、各教科書におきましては、基礎から応用まで幅広い児童・生徒の実態に応じた対策がなされております。教科書作成の意図や活用の利便性等について調査研究も行ったうえで、むつ下北地区の全児童・生徒に対応できる教科書を採択している現状でございます。こうした現状から、教科書の使用方法等についても研究会等で取り上げ、研究に周知しているところでございます。ということで、レベルはどの教科書でも変わらないというふうに捉えていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。

ただ、ただといいますか、否定するわけではないのですが、小学校のうちは成績はかなりいいわけですね。青森県なんというのは、去年から公表をやめたはずですから、全国に比べても平成19年度あたりから、とにかくベストフォーに全国でも入っているぐらいの学力があって、下北だけが突出して中学校にスライドしたときがぐんと落ちると、これが私はいささか残念ではございますので、何とか時間的にも詰まっていますので、検討していただいて、やっぱり知らないよりは知ったほうがいいですし、教養はないよりあったほうが得ですし、私のように年とってから苦労するよりも、詰め込みがいっぱいできるうちに詰め込んでいただきたいと子供たちに願うところでございます。

続いて体罰についてなのですが、先ほど8件ぐらいあるということになっていたわけですが、私もかなりされたほうではあります、決して先生を憎んでおりませんし、後悔もしていませんし、女の先生からやられたほうが多かったのですが、典型的にやられやすいのかなというところもあるのですが、結局接したときは、先生の愛情があれば、悪いのはこちらですから、認識していますし、そういう部分があるかと思えます。今度は、その体罰とか指導というのは先生の、教師の資質というよりも、教師の人間力もあるのかなと私は考えております。どうしたって全員が全員生徒に好かれるというわけではありませんが、さっきも私が壇上で述べたとおり、自分の子供に対してそういう教育の仕方を、体育会系なものですから、それが一番即効性があり、威厳がありという勘違いをした時代がありまして、体罰というのはある種の即効性がある、なおかつ黙らせるには最高の手法かもしれませんが、よくよく考えてみると

決していい方法ではないと、そのように考えております。

先生方、例えば親から、先ほどあった大きな事案になったクレームとかそういうのではないのでしょうか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） ただいまの質問は、体罰で大きな事件になった事案がなかったのかというようなことでございますが、これまで体罰の対応を見ていますと、指導をしていたにもかかわらず、指導に従わないので頭をたたいたとか、ほっぺを1回たたいたとかといったようなことが多い状況で、大きな事案というのはこれまでは発生していないということでございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 余りそういう大きな事案はないということで大変ありがたく思っておりますが、多分先生方もある程度のストレスもたまっているのもあるのかもしれないですね。というのは、やっていくうちにエスカレートしてしまうのです。当初は指導なのです、次に叱るのですけれども、次に体罰になってしまって、そのうちだんだん感情が入ってきて、中学生ぐらいになりますと、言葉の数や態度も少し大きくなってきますので、反抗期ですから、なるのがあって、多分にわかるわけですが、やはり原則としてはあってはいけないし、決して許されるものでもありませんし、ましてや身体的拘束を長く、今は多分ないでしょうけれども、私たち小学校のころは、僕は端座ですとか立たされたりですとか、かなり拘束はされましたが、いまだにそういうのは全然気にもなっていませんが、決してあってはいけないことだと思いますので、よろしく注意のほうをお願いいたします。

時間もありませんので、最後の居所不明児童はいないということで大変安心いたしました。これ

からも就学前の健診をしていただいて、前段で防止または確認をしていただくことをお願いしたいと思います。

4番目の必修となった武道のほうなのですが、ちょっとした、これは柔道に限らず何でも武道をやれば、多少のけがや打撲というのは間々あることでして、ある意味許容範囲かなと。大きな事故にさえならなければいいのですが。

しかし、柔道はある種剣道よりも特殊といますか、少し時間を要する武道でございまして、多分1年という、1週間に1回ですから、受け身を覚えるか覚えなからで終わってしまうような気がいたします。やはり最初の礼始礼終に始まるのではないのですけれども、きちんとした礼儀作法というのは最初の始まる場所からの教え方というのもあるかと思っておりますので、そこら辺のところは、やっぱり時短でいく見直しとかかかわっていくときに、柔道だけでいいのかと、そういうところもよくよく考えていただきたいと思っておりますし、受け身を覚えればこちらはそれなりになるのですけれども、これはちょうど今の総理である安倍総理が、これを提唱したときかと思っております。一番の大事なことは、対座で、対人で武道を戦うということではなく、一番の意義は目上の者を敬ったりとか相手を敬う、そういうので私は武道が進んだかと思っております。どちらかという、体を動かすほうよりも精神論のほうが大いにかと思っておりますが、武道のこの研修の中で、そういう精神論的な部分、歴史的な部分は学んでいるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） まず、現在は柔道を実施しているわけではありますが、1年間に週1回というのは幾らもないのではないかというふうなことでありましたけれども、実はいろんな種目をやりますので、年間10回から12回程度ということで、か

なり少ない、本当に柔道の基本を学ぶということでございます。その中では、当然礼儀作法であるとか、そういった真髄まではいかなくても、そういうことを指導しているということでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） あと53秒しかありませんので。ぜひとも武道の本来である武士道、精神的な部分を十二分に勉強させて、子供たちに学んでいただいて、もう一回力強い日本という国をつくっていただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、午後2時30分まで暫時休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎横垣成年議員

○議長（山本留義） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） むつ市議会第215回定例会に当たり、日本共産党、横垣成年が一般質問を行います。市長初め理事者におかれましては、前向きのご答弁、よろしく願いをいたします。

さて、大企業のもうけのため、規制を全て取り払うがごとく新自由主義政策を強力に進めたのが小泉内閣でありました。痛みに耐えればあしたはよくなるとし、国民の高い支持を受けた小泉内閣によって、結局国民の努力は報われず、格差は広

がり、痛みがますますひどくなる時代となりました。自民党にかわった民主党政権は、新自由主義政策なるものを理解できないまま、その対抗軸を持つことなく政権につき、結局日本を混乱させ、あえなく政権を去りました。ちなみに、フランス、ブラジル、アルゼンチンなど、ヨーロッパや南米は新自由主義政策さようならという政権が次々と誕生しております。

日本国民は、再び新自由主義政策をまた強力に進めようとしている安倍内閣を誕生させました。大企業の広告料を一円でも多くもらいたい日本のマスコミは、ミーハーのごとく安倍内閣を持ち上げております。一方、安倍内閣は参議院選挙までは本音を隠し、安全操業に努める内閣だと指摘するマスコミもあります。安倍内閣は、参議院選挙後には、時の政権を強く縛り規制している世界でも最高の部類に入る民主的平和憲法を変え、そして国民の自由と権利を守っている憲法を変え、逆に国民の自由と権利を制限し、縛り、時の政権の権力と大企業の活動ともうけを拡大し、アメリカに従属した軍事国家づくりを進めようとしていると言われております。アジア周辺諸国やアメリカのマスコミは、安倍内閣は超右翼的な内閣であることをイの一番に報道し、世界に発信をしております。逆に大企業の広告料を一円でも多くもらいたい日本のマスコミは、気持ち悪いくらい安倍政権にすり寄っております。天皇万歳という戦前の日本は、北朝鮮以上に世界のルールを破った軍事国家であり、国民を天皇制、神の国という宗教一色に洗脳してきた国でありました。その天皇制を反省できないまま現在に至っている日本が欧米のマスコミが言う超右翼的な内閣を誕生させるのは歴史の必然と言えば必然のことです。

日本は、企業にとって都合のよい、ロボットのように物言わずひたすら働く人間を美化し、権利を主張する人々を嫌い、民主主義として声を上げ

る人々を差別しようという風潮が今もって強い国であります。そして、大企業の広告料を一円でも多くもらいたいマスコミは、その風潮に迎合しております。民主的な平和憲法を変えらるといって、国民が希望を見出し、天皇を元首に据え、非民主的な軍事的な憲法に変えらるといって国民が拍手するということも歴史の必然なことなのではないでしょうか。世界の先進国と肩を並べるには日本が克服すべき課題はまだまだ大きいものがあります。参議院選挙後に世界が心配する日本にならないため、日本共産党は奮闘する決意であります。

さて、質問の第1点目、公正で自由な選挙についてであります。企業ぐるみ選挙の違法性の周知徹底と公正で自由な選挙についてであります。戦後の日本では、選挙の自由が格段に保障されました。しかしながら、時の政権によって次々と制限され、戸別訪問の禁止、チラシ配布の禁止、ハンドマイクなどの拡声器の禁止などが次々と実施され、日本の選挙制度は世界一厳しく、2番手を大きく引き離して制限だらけの選挙制度となってしまうました。その一方、テレビや新聞の偏った選挙報道は自由でやりたい放題、例えば読売新聞や産経新聞は自民党や右翼的な政党を応援している、朝日新聞は民主党を応援している、東奥日報は自民党の機関紙などと学者や専門家などから指摘されているほどひどい状況でございます。そして、国会において、企業、団体による選挙運動に関しては、いわゆる企業ぐるみ選挙が大きな社会問題として取り上げられてはいるものの、その法的枠組み、規制のあり方等について議論されることは少なかったと指摘、議論されております。

また、東京電力福島第一原発事故に伴い、従来の原発問題に関する枠組みに関して、電力会社と国及び地方の政治家との関係をめぐる問題も指摘されているが、それに関連し、企業が組織的選挙活動を行うことを通して、政治に及ぼすことの是

非についても議論すべきとも国会で指摘されております。

以下、3項目について、現行の公職選挙法では企業の組織的選挙活動に対してどのような規制を行っているのかお聞きをいたします。

1番目として、企業の経営者または管理者が特定の候補者を当選させる目的で社員に選挙運動を行うよう指示する行為は公職選挙法に違反するのでしょうか。

2番目として、会社の経営者または管理者が従前から正規雇用している社員に、選挙期間中に特定の候補者のための選挙運動を行うよう指示し、それを行わせた場合、その期間中の所定の給与を支払う行為について買収罪その他の公職選挙法違反は成立するのでしょうか。

3番目として、会社の経営者または管理者が選挙に際して臨時雇用した社員に指示し、選挙運動を行わせ給与を支払った場合、公職選挙法違反は成立するのでしょうか。

以上、3点について選挙管理委員会の見解を求めたいと思います。

そして、企業ぐるみ選挙が公職選挙法違反であることを市政だより等で各種選挙が実施される前に市民に周知徹底をし、公正で自由な選挙実施を目指すべきと思いますが、お聞きをいたします。

質問の2点目、学校での3R（リユース、リデュース、リサイクル）の取り組みについてであります。現在3Rを考える取り組みを行っているのでしょうか。学校の授業で一定の時間をとっているのか、または課外活動でたまに行っているのか、またはほとんど行っていないのかお聞きをいたします。私は、各学年で一定の時間3Rを考える時間をとるべきと考えております。今後3Rについてどのようにしようと考えているのかお聞きをいたします。

次に、3Rの実施についてですが、3Rについ

て、今まで何か具体的に取り組んできたのがあるのでしょうか。また、今後3Rの取り組みを行う予定はあるのかお聞きをいたします。

質問の3点目、旧庁舎跡地の諸問題についてであります。RFS社の社宅4,900平米の土地をRFS社に貸すというふうな旧庁舎跡地の説明がございましたが、その4,900平米の土地はどのような形で区画がされるのでしょうか。高い塀垣で覆われるのかどうかをまず最初にお聞きしたいと思います。

旧庁舎跡地近くの下北文化会館、市民体育館の建て替えをどのように考えているのでしょうか。また、郷土館を建ててほしいという話もございません。下北文化会館、市民体育館の建て替えの場合、RFS社の社宅がそれこそ中心にあると、旧庁舎跡地の土地の利用がほとんどできなくなります。別の土地を買い求めるという建て替えになります。それだと、土地買収費など建設費がふえる建て替えとなるものであります。RFS社の社宅なら、海老川町や昭和町の旧市営住宅地などを提供するという話はなかったのでしょうか、お聞きをいたします。

今回の旧庁舎跡地利用は、むつ市の無計画さを象徴する事案だと私は思います。旧庁舎跡地は、市の中心にあり、本当に一等地でございます。もっと公共施設として有効に活用するべきだと思います。むつ市が持っているこれ以外にもいろんな土地がございます。その土地の利用計画を長期計画の中でもっと慎重に検討し、市民の声を聞いて、市民が最もよいとする土地利用を考えるべきと思いますが、お聞きをいたします。

質問の4点目、原子力の諸問題についてであります。まず、施政方針では、エネルギーの安定供給は最重要課題の一つ、原子力エネルギーの利用については安全を第一義としながら進めていかなければならないとしておりますが、日本のエネル

ギーを心配するのはいいのですが、一番心配しなければならぬのは3,000万人以上の人口を抱え、大量に電気を消費する首都圏の自治体であります。日本の片田舎である6万3,000人の自治体が心配することには無理があると思います。本音は、原発に関連する交付金が欲しい、それを言えずに原発の危険を我慢しろとむつ市民を洗脳するための前置きとなっているのではないのでしょうか。地方自治体の役割をちょっと逸脱した方針となっていると思いますが、お聞きをいたします。

次に、原子力規制委員会が策定し、2月28日までパブリックコメントを行った安全基準、設計基準とシビアアクシデント対策、地震津波対策について市はどのように考えているのでしょうか。安全第一という宮下市長の要望にかなう内容となっているのでしょうか。私は、原発の再稼働先にありきの基準ではないかと思いますが、お聞きをいたします。

次に、前回12月定例会で答えてもらえなかったもので、再度お聞きいたします。中間貯蔵施設の地元への経済効果はどうだったのでしょうか。私は、中間貯蔵施設については反対しておりますが、むつ市は経済効果というものをデータとしてしっかりと残しておくべきものだと思います。我々以降の市民が中間貯蔵施設は結局よかったのか悪かったのかを科学的に判断する貴重なデータにもなるものだからでございます。ぜひともお聞きをいたします。

次に、中間貯蔵施設の安全協定はいつ締結するのでしょうか。協定の内容はできているのでしょうか。協定の内容を市民に説明する考えはあるのでしょうか。安全協定の締結に関係なく、むつ市は10月からの使用済み核燃料搬入を許可するのでしょうか。また、オフサイトセンターはいつできるのでしょうか。オフサイトセンターに関係なくむつ市は10月から使用済み核燃料搬入を許可する

のでしょうか。

次に、原子力規制委員会で策定する安全基準は、中間貯蔵施設にも適用となる報道がされておりますが、市として確認しているのでしょうか。適用と関係なく市は10月からの使用済み核燃料搬入を許可するのでしょうか。私は、使用済み核燃料搬入に対しては、そういう意味でしっかりと市の立場を明確にすべきだと思いますが、お聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、公正で自由な選挙につきましては選挙管理委員会から、そして学校での3R、リユース、リデュース、リサイクルの取り組みにつきましては教育委員会から答弁をいたします。

次に、ご質問の3点目、旧庁舎跡地についてのご質問にお答えいたします。まず1点目のリサイクル燃料貯蔵株式会社に貸し付ける土地は、塀垣で囲われるのかという点についてであります。境界となる場所にはフェンス等による仕切りを設ける予定と伺っておりますので、極端に高いものや敷地の中が見通せないものなどは避けて、周囲の景観と調和が図られるような塀を要請してまいりたいと考えております。

2点目の下北文化会館、市民体育館の建て替えや郷土館を建設する場合、新たに土地を求める必要が生じるのではないかとのご質問であります。下北文化会館につきましては、建設後約30年を経過しておりますが、計画的に改修を行うことにより長寿命化を図ることとしております。

また、新たな市民体育館の建設につきましては、相当な面積を必要とすることが容易に想像されますることから、既に利用目的が決まっている旧北庁

舎、旧東庁舎を残したままでの建設は難しいもの  
と考えるところであります。

さらに、郷土館というお話がありました。既に  
旧北庁舎を活用した文化収蔵施設整備事業の完  
成が間近であることに加え、来年度本庁舎開放エ  
リアを文化財展示場として整備するための実施設  
計を行う予定であり、当面の間はこれらを郷土館  
の代替的な施設として利用したいと考えていると  
ころであります。

3点目の海老川町や昭和町の旧市営住宅跡地を  
利用できなかったのかとのことでありますが、大  
規模な災害が発生した場合、田名部川にかかる橋  
が損壊して交通障害が発生する等のリスクを回避  
するため、建設場所の選定に当たっては田名部川  
を渡らなくても会社へ向かうことができるという  
ことを要件としたとのことであり、加えて市役所  
や防災治安等の各行政機関と近接していること等  
をさまざま検討した結果、旧庁舎跡地が最も適し  
た場所であるとの判断に至ったということであり  
ます。

4点目は、市民の声を聞いて公共施設として有  
効に活用すべきではないかとのことでありますが  
、跡地の利活用につきましては、むつ市議会第  
207回定例会において、市民や議会のご意見をお  
伺いしながら今後の利用方法を考えたいと申し上  
げてきたところでありますが、その後各方面から  
具体的提案はありませんでした。そのような状況  
の中、今回一部事務組合下北医療センターから臨  
床研修医宿舎建設用地として、またリサイクル燃  
料貯蔵株式会社から社員寮建設用地としての要望  
があったものであります。市としては、臨床研修  
医宿舎の建設は医師確保対策として効果的な事業  
であること、また社員寮の建設は市役所の近隣に  
事業者の拠点を持つことで非常時の連携がとりや  
すくなることや、有償貸付により財産の有効活用  
が図られること、さらには周辺地域の防犯面や景

観など、市にとっても、また市民にとってもさま  
ざまな効果が見込まれますことから、貸し付けの  
判断に至ったものでございますので、ご理解を賜  
りたいと存じます。

この答弁の冒頭のほうで、塀垣というところを  
議員のお名前を失礼して申し上げましたことをお  
わび申し上げ、議長におかれましては、適切な措  
置をお取り計らいいただきますようお願い申し上  
げます。

次に、原子力の諸問題についてのご質問にお答  
えいたします。まず1点目の一般施政方針で述べ  
たエネルギーに関する部分へのご質問についてで  
ありますが、本定例会初日の一般施政方針におい  
て、資源小国の我が国においてはエネルギーの安  
定供給は最重要課題の一つである、また原子力エ  
ネルギーの利用については安全を第一義としなが  
ら進めていかななくてはならないと至極当然のこ  
とを述べたものであります。産油国等の避けがたい  
理由により石油やLNG等の輸入が途絶した場合、  
我が国においてはごくわずかな日数で産業活  
動や国民生活が窮地に追い込まれるのは必至であ  
ると容易に想像できます。そういう事態に陥らな  
いためには、再生可能エネルギーの拡充を含むエ  
ネルギーのベストミックスが最善の方策であり、  
そのベース電源としては安全を第一義とし、原子  
力発電の継続が現実的であるとの思いから、施政  
方針の文言となったものであります。

次に、原子力発電施設の新安全基準の骨子案に  
ついてであります。原子力規制委員会は東京電  
力福島第一原子力発電所の事故を受けて改定され  
た核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関  
する法律に基づき同事故の教訓や最新の技術的知  
見、IAEA等の国際機関の定める安全基準を含  
む海外の規制動向等を踏まえた新たな規制を導入  
するため検討チームを設置し、検討を重ね、新安  
全基準の骨子案を策定しております。設計基準、

シビアアクシデント対策、地震、津波対策の骨子案それぞれのパブリックコメントを去る2月7日から28日までの期間で実施していましたが、この骨子案の内容はかなり専門的で、詳細多岐にわたる設計の方法や、シビアアクシデントごとに整備する機材や手順書の整備等を定めており、意見の参考にと示されております資料も膨大で、その内容は非常に難解であります。今後示される安全基準に対し、事業者は真摯に対応していくと思われませんが、一元的に安全規制を行う国が、その責任において国民の安全確保を確実に行うようさまざまな機会、場面を通して物申していくことが私たち自治体の役割ではないかと考えるところであります。

次に、中間貯蔵施設建設に伴う地元への経済効果についてであります。前の定例会で申し上げましたように、中間貯蔵施設建設に伴う地域経済への影響については、雇用や工事費等だけでは判断できるものではなく、職員や作業員の生活費や法人市民税、個人市民税など幅広い分野に波及するものでありますので、その経済効果を金額で一概に示すことは困難であると思っております。感覚的には、中間貯蔵施設建設にかかわるもの全てを現状から消去すればおのずとその影響、経済効果の大きさを想定することが可能と思うものであります。前の定例会において、議員は建設工事費に言及し、その何割が地域経済に落ちるのかというようなお話をしておりましたし、私も別の機会にお尋ねがあった際にはお答え申し上げますと答弁しておりますので、この場ではその割合についてお答えいたします。

事業者からは、ことし1月末現在で工事費全体の55%をやや上回る程度の額が地元業者に割り当てられているとのことでございましたので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、中間貯蔵施設への使用済み燃料搬入に関

する安全協定の締結時期などのご質問についてであります。ご質問の順序と前後する部分がありますが、ご了承賜りたいと存じます。

まず、原子力規制委員会で策定する安全基準についてであります。去る2月20日に原子力規制委員会から使用済み核燃料中間貯蔵施設などのサイクル事業に関連する原子力施設の安全基準の策定に関する方向性が示されました。その中では、検討の進め方として原子力規制委員会委員及び有識者で構成する検討チームにおいて基準案を作成し、特定分野の有識者及び被規制者からの意見も聴取したうえでパブリックコメントなどの手順を経て、ことし12月までに策定するとしております。これにより現在関根地区に建設中の使用済み核燃料中間貯蔵施設についても新基準に適合しなければ稼働は認められないとしていた原子力規制委員会の田中委員長の発言が現実のものとなるならば、事業者が予定していることし10月の操業開始については不透明さが増してくるものと思われま

す。次に、安全協定についてであります。安全協定は県が主体となって立地市町村と協議しながら進めることとなっております。先ほど述べましたように、国の対応におくれが出ていることもあり、市といたしましては、安全対策に万全を期す意味においても、新たな安全基準を満たしていることが確認されたうえで安全協定を締結すべきものと考えております。したがって、安全協定締結の時期については県と協議しながら、その内容も含め慎重に見きわめなければならないものと考えております。

協定締結までの過程においては、議会にお示しし、議員各位からご意見等をいただくことはもちろんのこと、市民に対しましても、何らかの形で説明会を開催し、ご理解をいただかなければならないものと考えております。

また、オフサイトセンターの建設時期につきましては、今後原子力規制委員会でオフサイトセンターのあり方の検討がなされることから、明確な時期はお示しできませんが、仮に使用済み核燃料中間貯蔵施設の操業開始に間に合わなかった場合には、あくまでも暫定的な措置ではありますが、近隣のオフサイトセンターを代替施設として運用することとなっておりますので、一定の防災対策は担保されるものと認識しております。

いずれにいたしましても、市民の安全を第一義として、当該施設の安全性が確保されなければ使用済み燃料の受け入れは困難なものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長  
登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 横垣議員の公正で自由な選挙についてのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の企業団体ぐるみ選挙に関して、参議院平山誠氏が企業の組織的選挙活動に係る公職選挙法の規制などについて、企業の経営者または管理者が特定の候補者を当選させる目的で社員に選挙運動をさせる行為や社員や臨時雇用した社員に選挙期間中に選挙運動をするように指示し、それを行わせ、その期間中も所定に給与を支払う行為について違反は成立するかどうかの国会質問を引用してのものと理解いたしますので、当時の野田首相が答弁いたしました政府見解をおかりして申し上げます。

「企業の経営者などが当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって社員に対する特殊の直接利害関係を利用して社員に選挙運動を誘導したと認められる場合には公職選挙法第221条第1項第2号に規定する利害誘導罪に、社員に対する特殊の利害関係を利用して社員を威迫し、選挙運

動を行かせたと認められる場合には、同法225条第3号に規定する特殊利害関係利用威迫罪に、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって社員に対して選挙運動に対する報酬として財産上の利益を供与しまたは供与を申し込み若しくは約束をしたと認められる場合には、同法221条第1項第1号の買収罪にそれぞれ該当するものと考えるが、いずれにしても個別の行為が同法の規定に違反するか否かについては、具体の事実に基づいて判断されるものと考えております。このように公職選挙法においては、選挙運動または政治活動、選挙運動費用または政治資金に関して多くの細やかな制限、罰則などがありますので、広報紙などを通じた全ての周知を図ることは困難なものでありますから、適正で公正な選挙を管理執行するうえで周知してまいりたいと考えております。

また、公職選挙法第1条で法律の目的を示しておりますが、その中で、選挙が選挙人の自由に表示する意思によって公明かつ適正に行われることを確保しておりますことから、それに基づいた選挙運動を行っていただいているものと考えております。なお、取り締まりについては警察や検察が個別の行為や時、場所、数量などを調査し、違法であるかを判断しているものであります。選挙管理委員会といたしましては、清く正しく明るい選挙を目指し、贈らない、求めない、受け取らないの3ない運動など、公職選挙法に基づく選挙運動または政治活動について周知、指導してまいりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 横垣議員の学校における3R、リユース、リデュース、リサイクルの取り組みについてのご質問にお答えします。

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動を続けてきた我が国は、それによって生じるさまざまな問題に直面しています。特に廃棄物、リサイクル問題は環境と経済が両立した環境型経済システム構築に欠かせない問題として捉えております。これらの問題は、これからの社会をつくっていく児童・生徒がしっかりと認識し、自主的に学習していくことが大切であると考えております。そこで、この問題に対する学校の取り組みについてお答えします。

ご質問の1点目、3Rを考える取り組みについてですが、小学校学習指導要領の3、4年生の社会科において、地域の人々の生活にとって必要な飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理についての学習内容が明記されており、それに伴い廃棄物を資源として活用することを学習し、その中でリユース（再利用）、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リサイクル（再資源化）という3Rについて学習することとなっております。また、5年生の社会科においても、国土の環境と人々の生活や産業とのかかわりを踏まえながら、生活環境を守ることの大切さを学習することとなっております。これらの指導を通して、地域や国土の環境保全に対する意識を高め、自らも廃棄物の適切な処理や再利用などに協力しようとする態度を育てることとなっております。

次に、課外活動における3Rへの取り組みについてであります。現在市内の小・中学校における課外活動での3Rへの取り組みは、常時行っている活動としては、主に児童会、生徒会が中心になって行うプルタブ集め、空き缶集め、牛乳パック回収などがあります。また、定期的な活動といたしましては、PTA活動としてスキー靴やスキー板の提供会、学校指定のジャージや制服の提供会、不用品のバザー販売などがあります。学校現場での取り組みでは、常時印刷用紙の裏面使用や封筒

再利用など、使用済み用紙のリユースが進められております。3Rへの取り組みは、環境への負荷の低減と地球からいただいた大切な資源を上手に使う循環型社会の形成につながる大事な取り組みと認識しております。

教育委員会といたしましては、各学校において学習指導要領に基づく環境教育にかかわる内容が確実に学習され、未来の担い手である児童・生徒が環境型社会の一員として3Rへの取り組みについて、より理解を深めていけるよう指導してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、3Rの実施についてのご質問についてお答えいたします。学校給食における3Rへの取り組みについてですが、学校の廃棄物の中の多くを占めるのが給食施設から排出される調理残渣や残食による生ごみですが、各給食施設においては、3Rのうちのリデュース、廃棄物の発生を抑制する取り組みを実施しております。具体的な例を申し上げますと、野菜くず等の発生が想定される生野菜等は、納入業者に外葉を取り除いて納入させる指示をし、納入時点での廃棄物の削減を行っております。また残食、いわゆる食べ残しを減少させるために、日ごろ残食の内容や量を確認し、メニューや量の調整を行っているほか、献立に季節感、地域性を考えた郷土食を取り入れ、給食に関心、興味を持たせるなどのメニューの工夫を行ったり、給食委員会などの児童、生徒会活動を通じ、残食の調査や給食に関する啓蒙活動を行うなど、各給食施設においてさまざまな工夫を行うことで、年間およそ50トンの生ごみについて、その減量化に努めております。

市においては、今年度からバイオマス関連の事業に取り組んでおり、平成25年度にはバイオマス資源化推進事業を計画しております。この実証事業の一つとして、学校給食で排出される食べ残しなどの生ごみを日々回収してもらい、それを委託

事業者が堆肥化し、また学校の花壇などで肥料として活用するという形で循環させる事業が計画され、教育委員会所管の3給食施設をモデルケースとして参加させたいと考えております。

教育委員会といたしましては、子供たちへの環境教育としての視点からも、非常に有効な取り組みではないかと認識しておりますことから、この事業への積極的な参加を予定しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） まず、選挙管理委員会のほうの答弁であります。本当にすばらしい答弁ありがとうございます。ぜひそのような形でいろんな選挙が実施されるようになることを願うばかりでございます。本当にこの企業ぐるみ選挙が公職選挙法違反であることを市政だよりとかそういうところできちんと周知徹底させてもらって、それこそ各種選挙が実施される前に市民に周知徹底をしてもらって、公正で自由な選挙が実施されることを強く希望したいと思います。

質問は、次に移りたいと思います。学校の3Rの取り組みでございます。生ごみのこれからのリデュースという取り組みに大変期待したいと思いますが、そこでちょっとお聞きしたいのですが、3つの給食施設をモデルということの答弁があったのですが、これは全体で給食施設はどのくらいあって、具体的にどこの施設かなというのをお聞きしたいし、あと年間50トンの生ごみが出るというふうなことでありましたが、これによってどのくらいまで大体減る予定なのかということもちょっと教えていただければと思います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齊藤秀人） 2点ほどのお尋ねでございますけれども、先ほどの答弁の中で3給食施設をそのモデルケースとして参加させるということですが、現在市内の給食施設に関しては、

3つの共同調理場、それからあとは単独校で行ってございまして、今回話ししました3給食施設については、今考えているのはむつ地区の第一田名部小学校、それから苦生小学校、それから田名部中学校を考えてございます。議員2点目のご指摘の、これによりどの程度のごみが資源として生まれ変わるかについては、現在その資料はここに持ち合わせてございませんので、ちょっと答弁は差し控えさせていただきます。済みません。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 今後に強く期待をして次の質問に移りたいと思います。

旧庁舎跡地の問題であります。これはR F S社はいつから工事に入るのでしょうか。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） まだ詰めるべき部分がありまして、具体的にいつからというふうな明確な時期はこれから両者で協議ということになります。ただ、事業者の意向としては、ことしじゅうには建物を建てたいというふうな意向は何っております。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 旧庁舎跡地については、むつ市議会第207回定例会でいろんな提案をしてほしいと言ったけれども、何か特に声はなかったというふうな経過がありましたが、そういう経過でありましたけれども、私はぜひ市として、今からでもまだ遅くはないと思うのです。もっとそれこそこれについてはパブリックコメントというか、市民の意見をこれからでも取り寄せる考えはないものかどうか。ある方は、大変夢のない計画だなというふうなことを言う方もいて、もう少しやっぱり市民があっと思うような利用の仕方を提案してほしいなというのを私も思うのですけれども、もうちょっと市民の意見を酌み上げるという考えはないものかどうか、ちょっとお聞きしたいと思

ます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど壇上でも申し上げましたように、さまざまな経緯を経て、あの旧庁舎の例えば行政報告でも報告をさせていただきましたけれども、一応4分割、均等ではないのですけれども、4分割をした形の中でイメージを持っていただければと思うのですけれども。

まず、かつて教育委員会がありました3階建て、あの部分は文化財収蔵庫に、今もう完成いたしました。そして、6月ごろには収蔵庫にこれまでの文化財を移動する、預かっているさまざまな貴重なものも収蔵して、保管、保存していくという体制、そしてかつての旧庁舎の保健福祉部の入っていました平家建て、あれはことし新年度、議会で予算が通りますと、キッズパークというふうな形の中であれを改修していく計画をつくっていく。そして、かつての建設部と電子計算センター、あの部分は取り壊すにかなりの経費がかかるということで、そのまま放置しておかなければいけない状況にあった。ところが、その間病院側のほうからお話がございまして、研修医の宿舎を建てたいというふうなことがありました。ならば、それを取り壊して、そしてそこに研修医宿舎を建ててはいかかかということで相整ったと。そしてまた今後、まだこれは最終的な決断、結論にも至っておりませんが、医師住宅のお話もございまして。そういうふうなことで、旧庁舎に向かって右側2ブロック、4分割したうちの2ブロック、こういうふうなところが、それがまず公的な施設で埋まってくると。そしてまた、体育館のお話もいたしました、先ほど壇上では。体育館を仮にあの地につくるとすると、もうとてつもなく狭い、駐車場もほとんどない状況、こういうふうな中でR F Sのほうから、そういうふうなお話がずっと前からございまして。ずっと前からあったというのは、

先ほど横垣議員のお話のように、田名部川の向こう側のほうの市有地のお話がございました、取得すると、貸してくれないかというお話、これは事実でございまして。しかしながら、原子力規制委員会のほうから、川を越えない、そういうふうな形で危機管理上というふうなことでの申し入れがあったと、こういうふうな経緯を経て、それでは市役所現庁舎と近い、そして警察とも近い、そして危機管理上非常に集約した形の中で、そこが適地であろうということでの申し入れがあった次第でございまして。

そして、4分割したうちの残りの4分の1の部分、これは駐車場としてむつ総合病院の職員または下北文化会館にお客さんがお越しになった際の駐車場の手狭さも言われておりますので、そのところはしっかりと駐車場として維持をしていきたいと、このように思っているところであります。

それから……

（「市民の意見」の声あり）

○市長（宮下順一郎） それは、もうむつ市議会第207回定例会の際にお話をいたしましたとおりで、その後何もやはりございませんでした。そういうふうな、これからはやはりそういうふうな形で、現在その相手方との交渉も進めておるところでございまして、今の段階ではもう時遅いというふうな思いをいたしているところでございまして。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 次の質問に移りたいと思います。

最後、原子力の諸問題であります。こういう方針にエネルギーは重要だということは、普通のことを述べたにすぎないということでもあります。私いろいろほかの自治体も調べました。それこそ東海村の施政方針にもそういうような日本のエネルギーを心配するような文言はなかった、そして一番電気を使っている東京都、今新しく当選

した東京都知事の施政方針にもそういう内容はありませんでした。六ヶ所村の施政方針にも、日本のエネルギーを心配する記述がありませんでした。東通村もそういう記述がありませんでした。青森県のことしの施政方針にもそういう文言はありませんでした。

私は、これなぜないのかなというふうに考えると、やはり自治体というのはこのエネルギーという問題は国が管轄する問題であると。いろんな権限とか許可とか、だからやっぱりそっちが担当することで、自治体はそこまでは踏み込んでいないというところがあって、ほかの自治体はそこまで言及していないのかなというふうに思います。

それと、地方自治法が一番最初に地方自治体の役割、当然市長はご存じでしょうけれども、地方公共団体は地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること、これがもう第一義であって、ほかの施政方針もこれに基づいていかに住民の安全、安心を守るか。東海村は、それこそ今回の原発の事故を受けて、皆さんの安全、安心のためにきちんと国にその点で物を申していくという立場なのです。やっぱりこういう立場が私は宮下市政にはちょっと欠けているなというふうに思うのであります。

それで、2番目の今原子力規制委員会が進めているこの問題について、私は宮下市長は安全第一義に原発を進めるべきだというふうに言うのであれば、やっぱり市はどこが安全なのかというのを市民に知らせる必要があるのです。安全第一に原発を進めるべきだというのであるから、その安全はどこが確認するのですか。市のほうでそういうふうに文言を並べるのであれば、市のほうできちんと責任持って、国のほうはこういう規制を設けて、安全というのをむつ市としても確認しました、だから原発を進めてもいいですよとむつ市としては判断したというふうに、きちんと論理上そうい

うふうにならなければ、安全第一義で全部それについて国に安全を丸投げしているのだというのであれば、原発事故が起きた前のむつ市と何ら変わっていないというふうに思うのですが、この点でもう少しむつ市として、そこら辺チェックしていく姿勢を強めるという考えになれないものかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ちょっとご質問の趣旨がまだ理解できていないところがあるのですがけれども、答弁になるかどうかわかりませんが、若干お話をさせていただきたいと思います。

東海村とか東京都、そして近隣では六ヶ所村、東通村、青森県、この部分での施政方針の中にエネルギーのことが触れられていないというふうなことをございますけれども、これ触れる触れないは私はとやかく言う立場でございません。この部分で申し上げるというふうなことになると、私は函館市のことも言わなければいけなくなりますし、そういうふうなことに敷衍されてくるものでないかと。やはりそれぞれの自治体が感じているところ、そしてまた議員さん方の思い、そういうふうなものも集約をした中で、それをしっかりとキャッチし、住民の心もキャッチし、そして行政としてこの平成25年度のあり方、これを述べていくものが施政方針、このあり方だと、このように思っております。

そして、お言葉を返すようで申しわけございませんけれども、安全、安心を第一義に国に対して申し上げるべきであると。国に対してというのはどうなのかということでもありますけれども、これは国に対して申し上げていることは、これはマスコミを通じてしっかり、先ほどマスコミ批判もなされましたけれども、それはそれとして別にして、さまざまな報道を通じて、しっかりと関係機関にその部分には伝わっております。今原子力規制委

員会にもその旨は伝わっておりますし、安全を第一義というふうなことは、国の管理、国の審査、国の組織であります。これは、3条委員会で設置された省庁と同等の委員会でありますので、この部分においては私は現在国会で承認された人事、これもありましたので、この部分において原子力規制委員会のもとで審査されるというふうなこと、その際にはこれまでの福島第一原子力発電所の事故、これを経て、それをしっかりと乗り越えていかなければいけない。何がまずかったのか、こういうふうなところをしっかりと検証した中で安全を第一義に進めてもらいたいという趣旨でお話をさせていただいております。

先ほど来ちょっとお話がありましたので、あえてお話をさせていただきますれば、横垣議員は壇上の前段で憲法についてのお考え、そしてまた軍事国家、そしてまた天皇制、さまざまなことでの市政全般にわたる一般質問の前の前段で、国家、そしてイデオロギーの部分、こういうふうなところをお話をなされました。この部分を私はお言葉を返すようでございますけれども、たしか議案審議の中でもお話があったと思います。「日本の」、これは横垣議員のお言葉でございます「日本の片田舎である6万3,000人の自治体が心配することには無理がある」と、そういうふうなことをお話しなさいました。私は、あえてそういうふうなところをお言葉でお言葉を返すようでございますけれども、横垣議員に逆の立場として、やはり必要であるところ、このエネルギーというふうなもの、イデオロギーとはまた別の問題であります。我々の生活を支えているのがエネルギーでございます。そのエネルギーについては、やはり国民の一人としても、またこの6万3,000人、これ横垣議員の発言でございますので、言わせていただければ、私は片田舎とは思っていませんけれども、「片田舎の6万3,000人」、これ横垣議員の発言ですので、

私ではないです、私は自信と誇りを持って6万3,000人の代表として国に対して物を言わせていただいていると、このように思っております。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 何度も言いますけれども、自治体の長なのです、市長は。だから、このむつ市民の安全安心をイの一番に考えていかななくてはいけないというのが首長なのです。日本のエネルギーが、その前段にあってはいけないのです。だから、東京都知事でもエネルギーのことは語っていない。逆に東京電力を変えるというふうな施政方針になっているのです。いろんなトラブルだとか問題ありましたよね、あと随意契約で高く契約している、高くいろんなものができ上がっているのです、そこら辺を改革していくと。しかも東京都に關係するいろんな施設の電気の3割は、もう東京電力と契約するのはやめようということで、そういう動きをしたり、こういうふうな形の施政方針になっております。ですから、宮下市長が個人的にエネルギーのことを心配するのは、大変私はその点では素晴らしいと思いますけれども、ただやっぱりその前にむつ市民の安全、だからむつ市民としては今の原発に対して非常に不安を持っている、だからその不安に応えるような形で安全第一義と言うのであれば、やっぱりしっかりとどこがどう安全になったと、その経過を説明していく責任は宮下市長にはあるのではないかなというのが私の考えなのです。ただ安全安全と言っていれば安全になるのかという、そういうふうにならない問題ですから、きちんと市長としてはそういうスタッフを育てて、市民にここが安全になりましたよと、今の原子力規制委員会もかなりよくなったよというのをやっぱり説明できるぐらいのそういうスタッフを育ててほしいなというふう思う、そういうところです。市長の個人の考えは別に否定はしませんが、そういう市民の不安、持ってい

るのです、今、また原発の事故が起こっては不安だと、ここにずっと住み続けたいのだと。それこそ市のほうできちんとアンケートをとったら、かなり高い比率でむつ市を評価して、ずっと住み続けたいという方が多かったので、私も本当に安心しているのですが、そういう方がもっと強く住みたいと思うようなむつ市政を市長としては築くために、やっぱりそういう説明責任というのはあるのではないかなと思うのです。そこのところをもう一回ちょっとお聞きしたいなと。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 安全を第一義というふうなこと、この安全がどこで、どこが安全になったのかと、これをやっぱり表現するべきではないかというふうなことでございますけれども、この部分でまず既存の施設、これに対する総括と安全性が検証されていないというふうなのがパブリックコメントに対しての横垣議員の意見のようでございます。この部分においては、例えば細かくなります、この部分は、やはり要望書の中には、こういうふうな細かいことはなかなか書ける状況ではないと思います。しっかりと安全第一義という、その部分にはかなり細かいことがあります。例えば原子力発電所については炉心損傷に至らない状態を想定した設計上の基準を見直して強化しなさいとか、それからシビアアクシデント対策、これをしっかりと対策を要求していかなければいけないとか、そして格納容器破壊防止対策、これをしっかりと要求していかなければいけないと、そういうふうなところがあまたにあるわけでございます。それを総称して、総括して安全第一義というふうなことでございますので、これは原子力規制委員会の中で、これから今十分チェックされていくことでございます。ただし、原子力規制委員会に対しての私の見解、私見というのは、先ほどお話をしましたとおり、ちょっと疑問に思うところ

はありますけれども、あれはもう国会で認定された人事、3条委員会の中での人事が認定され、同意されたわけでございますので、あの形の中で厳しく審査をしていただき、そして事業者側はそれに応えた形で安全対策を講じていくというふうなのが安全につながってくるものと、私はこういうふう理解しております。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質問を終わります。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（山本留義） 5番川下八十美議員。

○5番（川下八十美） 貴重な時間、議長には議事進行の時間をとっていただきありがとうございます。

さっき畑中選挙管理委員長から横垣議員に対する答弁の中で、議事の中を精査していただきたいというのが一つであります、私が聞いたところでは、参議院の委員会、「平山幸司議員の質問に対して」という形で私は受けたのですけれども、もしそれがそうでなければ結構であります、もしそうだとすれば、選挙管理委員会の委員長の答弁としては私はいかがかと思えます。そうでないとすれば、私の議事進行は取り下げいたしますから、よろしく願いいたします。

○議長（山本留義） ただいま川下八十美議員から、選挙管理委員長の発言の中で間違っている部分があるとすれば精査してほしいという旨の議事進行がありましたので、後日精査のうえ措置したいと思っておりますので、よろしく願いします。

### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月16日及び17日は休日のため休会とし、3月18日は村中徹也議員、工藤孝夫議員、菊

池光弘議員、濱田栄子議員の一般質問、議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決、議案第30号及び議案第31号の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時33分 散会